

レイプとセックスの境界線

～ 性犯罪と強姦神話と一般男性の性意識の関係についての調査分析～

学籍番号 : 03SG1271

氏名 : 大倉 韻

目次

まえがき	
序章 性犯罪とは何か	1 頁
第一章 性犯罪に関する神話と統計	6 頁
第一節 レイプの実態	6 頁
第二節 夫婦間レイプとデートレイプ	10 頁
第三節 強姦神話とは何か	10 頁
第二章 二十代男性の性犯罪に対する認識についての調査	16 頁
第一節 今回の調査について	17 頁
第二節 レイプの具体的なイメージ	20 頁
第三節 レイプの動機	22 頁
第四節 セックスとレイプの違いは何か	24 頁
第三章 考察	29 頁
第一節 レイプの具体的なイメージ：強姦神話は解体されているか	29 頁
第二節 ドラマに見るレイプ	32 頁
第三節 報道される性犯罪とされない性犯罪	33 頁
第四節 報道の嘘	34 頁
第五節 いじめとレイプ	36 頁
第六節 レイプとセックスの区別を男性がするという事	38 頁
第四章 結論	42 頁
参考文献	46 頁

まえがき

この論文はレイプについて、加害者の側にいる男性はどのようなものだと見なしているかを考えるものである。

この論文の構成は以下のようになっている。

序章では性犯罪とは何か、また性犯罪はどのような犯罪であるのかを確認する。

第一章では現代日本の性犯罪の実情を統計データをもとに確認し、その上で性犯罪に対する誤った言説（強姦神話と呼ばれる）を反証していく。

第二章では、第一章で確認した強姦神話が実際に人々にどの程度支持されているのか、ものの考え方に影響を与えているのかを、インタビュー調査によって確認する。

第三章では、インタビュー調査の結果や性犯罪にまつわる諸現象について考察を加える。そして第四章で結論を述べる。

私は性犯罪を憎み、性犯罪の加害者を憎んでいる。性行為は深く愛し合う二人の間で行われるべき最上のコミュニケーションだと私は確信しているが、しかし同時に女性の都合を一切考えずに身勝手な性行為をすることに対して甘やかな魅力を感じる瞬間があることも自覚している。ほとんどの男性がそうだったように中高生だった頃とはかく性的なことばかり考えていたし、20歳前後にはどうやって女性を口説いたらうまくセックスに持ち込めるのかというようなことばかり考えていた。レイプでもなんでもいいからいい女とセックスしたい、そうしなければいけないというような強迫観念に駆られていたこともある。実際に性犯罪に至るようなことはなかったが、私は男性性にはそのように暴力的な側面があるのだと思い、従って性犯罪者と自分はそれほど変わらないのではないかという懸念をかねてから抱いていた。

しかしその懸念が共感を得ることは少なく、性犯罪者は異常性欲の持ち主であるという意見が男性たちに共有されているように感じる。だがそうだとするならば、彼らは人生のあらゆる時点でただの一度もレイプを夢想しなかったというのだろうか？ 夢想することと実行することには大きな隔たりがあるとはいえ、性犯罪者が持つ性的欲望は彼ら自身の中にある性的欲望とどれほど違うというのだろうか？ 彼らはどういった理屈でもってそれを自分に納得させているのだろうか？ そして彼らの目には、性犯罪者はどのように映っているのか？

序章 性犯罪とは何か

性犯罪はどのような犯罪であるか。それを確認する前に、まず性暴力とはどのような暴力であるのかを考える。ここでは加藤秀一「性現象論」を参考にする。

そもそも「暴力」とは何か。それは単に人を傷つけることを指すのではない。親が子を叱りつける際にその子を殴るのは一般に「躰」と認識されるし、医者が患者の体にメスを入れることは医療行為と見なされる。だが道行く人を意味もなく殴ったり切りつけたりすればそれは暴力と呼ばれる。暴力とは「特定の行為の物理的な性質によってではなく、それがどのような文脈の中で行われるかによって『暴力』という意味を受け取る」のである。ここで重要なのはある行為に対して複数の意味づけがなされるということで、ではその行為を暴力であると決定するのは何かといえば「権力関係」である、と加藤はいう。教師が生徒を殴ることを考えると、「教師の生徒に対する優位が絶対的に保証されている時には、...（中略）...教師の行為は暴力という社会的意味を付与されることはない。教師の権威が弱まり、生徒の正当性が真剣に取り上げられるようになって、初めてそこに教師の生徒に対する『有形力の行使』が暴力であることができる」のだ。（加藤 1996：176-177）

ある行為が暴力かどうかを決めるのが権力関係であるのなら、性的行為が性暴力かどうかの判断も同様に男女間の権力関係に依存することになる。従って「性的行為の意味を誰の視点から捉えるかという政治的問題が決定的に重要」であり、「フェミニズムの性暴力論の核心は、いうまでもなく、女性の視点を肯定するところにある。性暴力とは被害者＝女性が望まない全ての性的行為の強制を指す。」（同：177）性暴力はこのように定義される。そこに女性が拒否を明示することや有形力の行使を伴うことなどは必要なく、当然のこととして加害男性が被害女性とどのような関係にあったか、女性がどのような身なりや言行をしていたか、処女か非処女か、うかつだったか、などはまったく問題とならない。たとえ医者がよかれと思って腫瘍の摘出をしたとしても、患者がその行為に同意していなければそれは手術ではなく傷害事件と見なされるだろう。

この性暴力の定義は、しかし性犯罪の定義とは一致しない。次に日本の刑法で性犯罪はどう位置づけられているか、を考えることにする。まず、刑法から性犯罪に関する条文を引用する。

(強制わいせつ)

第一百七十六条 十三歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の懲役に処する。十三歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

(強姦)

第一百七十七条 暴行又は脅迫を用いて十三歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、三年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の女子を姦淫した者も、同様とする。

(準強制わいせつ及び準強姦)

第一百七十八条 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をした者は、第一百七十六条の例による。

2 女子の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、姦淫した者は、前条の例による。

(集団強姦等)

第一百七十八条の二 二人以上の者が現場において共同して第一百七十七条又は前条第二項の罪を犯したときは、四年以上の有期懲役に処する。

(e-Gov 電子政府の総合窓口)

「姦淫」とは、「陰茎が膣内に没入すれば既遂で、射精することは必要ではありません」(小野他 2005 : 336)とされている。

この条文から何が言えるだろうか。まず考えたいのは、なぜ強姦の定義がこれほど限定されているのかということだ。「暴行または脅迫を用いて」いなければ強姦ではないということは、例えば酒を飲ませて意識不明にさせてから性交することは(準強姦と見なされるものの)強姦ではないし、「女子を姦淫」とあるからには男性同性愛者が肛門性交を強要されることは強姦とは見なされないということになる。また「姦淫」が男性器の女性器への挿入を指すということは、男性器でなく何かしらの器具を無理矢理挿入しても強姦にはならないし、男性器を女性の肛門に挿入しても強姦にはならないということになる。

このことに違和感を覚える人は少なくないのではないか。なぜ、被害者の意識がないと

「強姦」ではなくなるのか？なぜ被害者を女性に限定する必要があるのか？男性器が挿入されなければ、女性器でなく肛門への挿入であれば、被害者の損害が少ないということなのか？逆に言えば、なぜ男性器を女性器に挿入した場合のみが「強姦」の名を冠することができるのか？

なぜならば、強姦の罪とは女性の心身に損害を与えたことに対する罪なのではなく、その女性を所有している男性の、あるいはその女性をやがて所有するであろう男性の所有権を侵害したことに対する罪であるからだ。そしてその所有権は「貞操」という一語に集約される。

人類史のごく初めから、男性は女性を所有し続けてきた。古代バビロニア法においては花嫁の「価格」は銀貨 50 枚と決められていて、夫となる男はその女の父親にその金額を支払うことでその女を妻として迎えることができた。強姦はその女を所有する父に対しての、その財産の市場価格を不当に引き下げる行為だから犯罪とされたのである。女性を強姦した者は例外なく水死の刑となるが、注目すべきなのは既婚女性が強姦された場合で、この時は女性も同様に川に投げ込まれることになっていた（夫が命乞いをすれば妻を助けることもできた）。このことから、強姦はその女性に対する罪なのではなく、その女性を所有する男性にとっての罪であったことは明らかである。（Brownmiller1975 = 2000 : 10）

時代が下って強姦の罪が女性を所有する男に対する罪ではなく女性自身に対する罪と見なされるようになってからも、それは女性の人格や心身を攻撃したことに対する罪ではなく、その女性の動産としての価値を下げたことに対する罪であり続けた。処女を強姦した男はその女と結婚することで罪を免れるという免責方法が古くモーセの律法に始まり、イギリスにおいては 13 世紀末まで存続し続けたことがそれを端的に示している。（同：18-25）

ところで結婚前の女性が処女であることを男が頑強に求め続けたのは、女という財産を自分が独占していること、自分の私有財産であることを確認する必要があったからだ。ブラウンミラーによると処女性を重視するのはキリスト教の文化であるという。「旧約聖書の申命記にあるように、処女の証明は結婚契約の必要条件だった。結婚初夜に夫が妻の『処女を奪う』とは、夫の側の現実的な言葉に直せば、やっと手に入った汚れなき容器　私有財産　をこじ開けることであり、男は自分の獲得したものが未使用だったことを示す具体的な証拠を必要とした。すなわち、シーツについた血痕と苦痛の叫び声である。」（同：

一方、明治以前の日本のムラ社会においては処女性や貞節の概念は存在しなかった。一定の年齢に達した男女はそれぞれ若者組、娘組という団体に所属することが義務づけられており、そこで年長者によって「筆下ろし」「水揚げ」が行われた。これは神聖な通過儀礼であって、「その後、破瓜した娘と継続的な関係を持つことが期待されているわけではない」。しかる後に彼らは村の中で婚前自由恋愛、自由交渉を行って結婚相手を見極める、という配偶者選択の様式を持っていた。だが明治維新後の日本の近代化、西欧化の流れの中で若者組、娘組の存在と夜這いの風習は「醇風美俗」に反するという理由で禁止され、男女関係においてもキリスト教的価値観が輸入されることとなった。(上野 1998 : 88-91) 日本に処女性規範が浸透したのはこれより後のことである。

日本の強姦罪が西欧のそれと同様に女性の身体や人権、性の自己決定権の保護を目的としていなかったことは、法律・判例の両面から確認することができる。刑法の中での強姦罪の保護法益(国家は何を保護するためにその行為を犯罪と規定したか)は、その成立の際には社会的法益と考えられていた。強姦罪は「風俗/道徳的秩序を害する罪」であり、強姦罪が刑法の条文の序列の中で「虚偽告訴罪」と「賭博罪」の間に位置しており、強盗(236条)や殺人(199条)とはまったく違う位置に置かれていることは、そのひとつの証拠となるだろう。もっとも、現在では解釈が変化して性的自由が強姦罪の保護法益であるということになってはいる。(東京強姦救援センター1990 : 39-40)

ただし、ここでいう性的自由はそれ単体で守られるべきものとは見なされておらず、「貞操」の概念と一括りにしてそれを守るべきである、という意味であったようだ。この貞操については注釈刑法の中で「些細な暴行・脅迫の前にたやすく屈する貞操の如きは本条によって保護されるに値しないと言うべきであろうか」と言及されている(同 : 201)。つまり、女性は自らの貞操を守るべく暴行や脅迫に対し全力で抵抗するべきであり、そういう貞操のみをこの強姦罪は保護しているのだ。そしてそれは強姦裁判の判決文の中にも見て取ることができる。たとえば昭和35年に東京高裁で無罪判決の出た強姦事件の判決文には次のようなくだりがある。「たとい性的知識はなくとも、処女としての本能から身に危険を感じ、強い拒否的態度に出るか、直ちにその場を立ち去ろうとするのが普通であろう」(同 : 81)。この事件では被害者がそれをしなかったから被告が無罪になったのである。ここには、処女を守るために全力を尽くした女性のみを強姦罪は保護しているのだ、という貞操観念が明示されている。

しかし強姦罪が規定され、先の判決が言い渡されてから時代は変化している。このような価値観を持つ裁判官が今や絶滅したとは言わないが、今では強姦罪は女性の性的自己決定権を侵害する罪であるという意見が主流となりつつある。インターネットの朝日新聞記事検索サービス「聞蔵」で「強姦 判決」というキーワードで検索した結果の中で、2006年6月から12月までに判決の出た強姦事件の裁判で裁判長が女性の心身への影響に言及したものをまとめたのが次の表1である。量刑や判決文の内容について、先の判決と比べると格段の進歩が見られる。

では、人々の性犯罪に対する認識、被害者に対する姿勢はそれに伴って変化しているだろうか？このことを次章で考えてみたい。

なお、以降では「女性の望まない性的行為」のことを指して「レイプ」と呼ぶことにする。強姦という言葉を使わずレイプを敢えて用いるのは、「強姦」の語は「強姦罪」を連想させ、思考が法律論に偏りがちなこと、また「強姦」と「レイプ」は意味が異なるためである（日本語の「レイプ」と英語の「rape」もまた異なる）。日本においては法的に結婚し

表 1

日付	都道府県	犯罪	判決	判決文抜粋
12月27日	富山	強姦わいせつ23件	懲役14年	「被害者らは何ら落ち度がないのに激しい恐怖と苦痛を被っており、現在でも厳しい処罰感情を有している」
12月15日	神奈川	強姦4件	懲役20年	「市民の警察官への信頼を悪用し、被害者の人格を無視した卑劣極まりない犯行」
12月2日	宮城	強盗強姦4件	懲役18年	「被害者を自己の性的欲求のはけ口として扱い、その人格を著しく踏みにじた」
11月11日	宮城	強姦わいせつ9件 (被告は少年)	不定期刑	「被害者の尊厳に思いを致すことなく欲望のまま各犯行に及んでおり、身勝手に思慮を欠いた動機に酌量の余地はない」
10月14日	東京	強姦12件	懲役27年	「年少女性の心情や将来にわたる悪影響を全く顧みない姿勢は、悪質きわまりない」
9月26日	京都	集団強姦	懲役5年6カ月	被害者の心身両面の被害はきわめて甚大 / 「被害女性の気持ちをまったく考えることなく、自己の欲求を満たすために犯行に及んだと言うほかない」
9月26日	奈良	わいせつ目的の児童誘拐殺人	死刑	「幼くも尊い命が奪われた結果が重大であることは、いうまでもない。女兒は、何ら落ち度がないのに、自宅から遠く離れ、容易に助けを求めることができない密室内で水死させられるといった悲惨な方法により殺害された。救助の願いが届かない絶望の中で感じた恐怖感も筆舌に尽くしがたいものと思われる。無限の可能性のある人生を楽しむことなく、わずか7年の短期間で終えなければならなかった女兒の無念さは察するにあまりある。」
8月29日	宮城	強盗強姦わいせつ6件	懲役16年	「被害者を自己の性的欲求のはけ口として扱い、その人格を著しく踏みにじた」
7月6日	秋田	強姦2件	懲役7年6月	「性に関する知識が十分でない未成年者を狙い、治療を受けたいという心理につけ込んだ極めて卑劣な犯行」
6月1日	埼玉	強姦7件	懲役16年	「女性の人格を無視した身勝手に自己中心的な犯行」

た夫婦は互いに性交を要求し、かつそれに応ずる義務があると判断されている（東京強姦
救援センター1990：48）。このことにより夫が妻の合意を得ずに行う性交は強姦とは見なさ
れないが、しかしそれは女性にとって性的自己決定権の侵害に他ならない。「強姦」の語を
用いることでそのような性行為が今回の内容からこぼれてしまうことを避けるために、本
論では「レイプ」の語を用いるものとする。なお、「セックス」は「女性の望む性的行為」
のことを指すものとする。

もちろんこの定義は一般的な認識とは一致しない。レイプとセックスを分けるものは
「合意の有無」だと一般には考えられている。だが、のちに述べるように合意の有無をレ
イプとセックスの判断基準とすることはそれ自体がレイプを生み出す原因である上に、そ
れは男性の都合で決められたものであって女性のためのものではないからだ。

第一章 性犯罪に関する神話と統計

性暴力が世に存在することを知らない人はまずいないだろうが、その情報源はメディア
に依存する部分が極めて大きく、実際に被害に遭った人の話を聞くことは少ない。もっと
も痴漢などの（ある意味で）軽微な性犯罪について話す女性は少なくないが、レイプにつ
いて男性が耳にすることは皆無に近い。これは強姦の総数が少ないことを指すのか？

もちろんそうではない。後に詳述するが、内閣府男女共同参画局の平成18年4月版「男
女間における暴力に関する調査報告書」では調査対象者となった女性の7.2%がレイプ経
験を持っている。女性のおよそ14人に1人が望まない性交、本論で定義するところのレイ
プを受けた経験があるという統計は、皆無に近いとは到底言い難い。本章ではレイプが実
際にどのような犯罪かということと、いわゆる「強姦神話」について取り上げる。

第一節 レイプの実態

平成18年版犯罪白書から

- 1 性犯罪の認知件数

警察庁の統計によると、強姦の認知件数は昭和33～45年頃が最も多く、昭和39年の認
知件数6857件をピークに減少し昭和60年頃から横ばいとなったが、平成9年以降再び増

加し始め、平成 15 年で 2472 件を記録したのちに減少傾向に、平成 17 年は 2076 件の強姦が警察に認知されている。検挙率は平成 10 年までは 90%前後を維持していたが 11 年以降悪化、検挙件数は横ばいのまま平成 17 年には 69.5%の 1443 件が検挙された。

強制わいせつの認知件数は昭和 61 年頃までほぼ横ばいだったが 62 年以降増加をはじめ、平成 11 年以降急増、15 年に戦後最多の 10029 件となったのちに減少をはじめ、平成 17 年には 8751 件が認知されている。検挙率は平成 10 年頃までおおむね 70%台を維持しており、11 年以降は急増する認知件数に追いつけず、平成 17 年では 43.4%の 3797 件が検挙された。

- 2 性犯罪の発生場所別認知件数

発生場所を「住宅」「屋外（道路上、駐車場、空き地及び都市公園）」「列車内」「その他（バスを除く自動車内、モーテル・ラブホテル等、学校（幼稚園）、駅、一般ホテル・旅館、神社仏閣等を含む）」に区分すると、強姦については「住宅」が多く（全体比で 4 割強）「その他」「屋外」と続いている。宿泊施設での強姦を「屋内」に含めれば、屋内比はさらに上がるものと推測される。強制わいせつについては屋外が全体比で 5 割前後を占める。

- 3 性犯罪の検挙件数の被害者と被疑者の関係別構成比

加害者と被害者の関係を「面識なし」「面識あり」「親族等」に分類すると、強姦では「面識なし」が 6 割強となっている。しかし平成 11 年以降「面識あり」「親族等」が徐々に増加し、平成 17 年にはそれぞれ 3 割強、5%弱が検挙されている。強制わいせつはほとんどが面識のない者によって行われている。

内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」から

- 1 被害経験の有無

内閣府男女共同参画局の平成 18 年 4 月版「男女間における暴力に関する調査報告書」では、女性 1578 人に「これまでに異性から無理やりに性交されたことがありますか」という質問をしたところ、7.2%が「一回以上あった」と答えている。平成 12 年版ではもう少し厳密に「あなたはこれまでに、異性から、おどされたり、押さえつけられたり、凶器を用いたりして、いやがっているのに性的な行為を強要されたことがありますか」と聞いて、女性 1773 人中 6.8%がやはり「一回以上あった」と答えている。

- 2 加害者との面識の有無

平成 18 年版では被害経験を持つ 114 人に「いちばん深く傷ついた経験」について加害者との面識の有無を聞いたところ、「まったく知らない人」は 9.6%、「顔見知り」「よく知っている人」を合わせた割合は 86%であった。平成 12 年版では面識と関係を同時に聞いており「相手が誰だかわからない」が 15.7%、「まったく知らない人」が 25.6%であり、ただの顔見知りと友人や恋人、親族などを合わせた「面識のある人」は 76.9%であった（12 年版は複数回答があるため合計は 100%を超える）。

- 3 加害者との関係

さらに、加害者と面識があった人に加害者との関係を聞いたところ、平成 18 年版では「配偶者・元配偶者（事実婚や別居を含む）」が最も多く 27.6%、次いで「親・兄弟・親戚（義理の関係を含む）」が 18.3%、「職場・アルバイト先の関係者（上司、同僚、部下、取引先の相手など）」が 10.2%、「通っていた（いる）学校・大学の関係者（教職員、先輩、同級生、クラブ活動の指導者など）」が 8.2%、となった。また、「その他」が 29.6%であった。平成 12 年版では数の多い順に「知人・友人」14.9%、「恋人」14.9%、「夫（事実婚や別居中を含む）」14.0%、「職場関係者」11.6%、「ただの顔見知り」8.3%、「親・兄弟・親類（義理の関係も含む）」6.6%、「その他」6.6%であった。

- 4 被害にあった時期

被害にあった時期は多い順に 20 歳代が 36.8%、15～19 歳が 23.7%、30 歳代が 13.2%、小学時代 8.8%、中学時代と小学校入学以前がともに 5.3%、50 歳代 3.5%、40 歳代 0.9%となっている。

- 5 同じ加害者から繰り返し被害にあう割合

無理やりに性交された経験が「2 回以上あった」と答えた人に、それが同じ人かどうか聞いたところ、「全て同じ人」28.2%、「すべて違う人」15.4%、「数回は同じ人」12.8%、「無回答」41%であった。

- 6 被害の相談先

被害について誰かに打ち明けたり相談したかどうかについては、「どこ（誰）にも相談しなかった」が64%と圧倒的に多く、「友人・知人」24.6%、「家族・親戚」8.8%、「警察」5.3%、「学校関係者」2.6%、「医療関係者」1.8%となっている。

- 7 相談しなかった理由

被害について誰にも相談しなかった人が相談しなかった理由は、多い順に「恥ずかしくて誰にも言えなかった」39.7%、「思い出したくなかった」32.9%、「自分さえ我慢すればなんとかやっていけると思った」30.1%、「相談するほどのことではないと思った」21.9%、「自分にも悪いところがあると思った」19.2%、「どこ（誰）に相談すればよいか分からなかった」16.4%などがあった。

昭和 61 年版犯罪白書から

昭和 61 年版犯罪白書では、性犯罪の受刑者が被害女性をなぜ選んだかについて調査を行っている（あらかじめ設定された 18 項目について肯定か否定かを選択する）。そこで最も多かった理由は「相手はたまたまそこにいた（72.0%）」であり、続いて多い順に「相手は人にいわないと思った（70.2%）」「相手は警察に届けないと思った（65.2%）」「相手は不注意だった（64.0%）」「相手にはスキがあった（62.7%）」となっている。

昭和 52 年版犯罪白書から

昭和 52 年版犯罪白書では、調査対象となった地方検察庁 10 庁で昭和 51 年中に起訴または不起訴処分になった強姦事件(犯行時成人)について事件記録に基づく調査を行った。それによると強姦事件の 79.3%が計画的に行われている。なお具体的な計画は「連れだし 19.5%」「侵入 15.1%」「呼び出し 13.4%」などである。また犯行場所は「被害者宅 24.3%」「加害者宅 20%」「旅館・モーテル等屋内 20%」など屋内が多い。

「白書」と「調査」のズレ

平成 18 年版犯罪白書に見る強姦加害者の「検挙件数」のうち、面識のある者の割合は 4 割を下回っている。しかし「暴力に関する調査」を見ると面識のある加害者によるレイプは 8 割前後である。このズレは、面識のある者によるレイプはそうでないレイプよりも被害者が訴えてない傾向が強いのか、あるいは強姦事件として警察に認知されないかのどちら

らかであることを示唆している。これが「被害者が届出をしないことによって事案が顕在化しない部分（暗数）」（法務総研 2006：239）である。よく言われることだが、実際の性犯罪の被害は認知件数の数倍から 10 倍程度はあると予測するべきである。

しかし検挙件数のうち面識のある者によるレイプの割合は平成 11 年以降徐々に増加してきており、それは強制わいせつの認知件数が激増し始めたのと時期を一にしている。性犯罪に対する社会的な関心が高まってきた中で、レイプ被害者が日陰に留まらなくて済むようになってきたことは、もちろん歓迎すべき事態である。

第二節 夫婦間レイプとデートレイプ

- 2、 - 3 で見たように女性がレイプされるのは全くの他人よりも既知の間柄であることが遙かに多く、中でもパートナーによるレイプが最も多い。しかしそれらはレイプとは見なされにくくなっている。

序章でも触れたが、法律婚をした男女は互いに「性交要求権」を持っていると考えられてきた（互いに、というのは詭弁だが）。強姦罪の規定には夫婦間でレイプが成立しないとは書かれていないものの、夫が性交を求めてきたら妻は自分の意志に関係なく性交を受け入れなければいけないと、長い間考えられてきた。今でもその考え方が司法の場において通用しているかは疑問が残るが、夫婦関係あるいは交際関係にあるといえども、男性が女性の望まない性行為を強要することは疑いなくレイプであること、そういう形でのレイプが最も多いのだということを押さえておきたい。

デートレイプとは「付き合っているカップルあるいはデートの最中に起こる強要された性交渉（あるいは他の性的行為）」を指す（Parrot1998=2005：37）。典型的なパターンは、交際してはいるが女性がまだ男性とセックスをする段階ではないと考えている状況で、しかし男性の方は「付き合っているし何度もデートしたんだからセックスしていいはずだ」と判断して女性に性交を強要するというようなパターンである。この場合、男性自身はレイプだという自覚を持っていない可能性がある。他にも仲間内のパーティーで酒を飲まされて意識不明になったところで行われる性交などもデートレイプに分類される。

第三節 強姦神話とは何か

強姦神話とは、強姦について社会に共有されている間違っただけの思い込みのことである。具体的には次のようなものである。「女はみんな、強姦されたがっている(強姦願望がある)」「女にその気がないのにレイプされることはありえない」「自分の方から誘いをかけたのだ」「どうせレイプされるのなら、抵抗せずに楽しめばいい」「強姦されるのは、被害者に責任(落ち度、軽率、挑発)があるからだ」「本当に嫌だったら、最後まで抵抗できるはずである」「強姦するのは、見知らぬ男である」「普通の男は強姦などしない。強姦は異常な男の犯罪である」「性的欲求不満が強姦の原因である」「レイプは性欲を制御できなくなった男が起こす衝動的な犯罪である」「ノーと言わない限り性交して構わない」。そしてそれらすべてを総合して作られるのは、このようなイメージだ。「レイプとは、夜、屋外で、若い女性が、見知らぬ男から突然暴力をふるわれ、性交を強制されることである」(加藤他 2005 : 134)

これらがレイプの実態と一致しないことは、第一節で明らかになった。それにもかかわらずこの神話が人々に共有されているのは、それによって利得を得る者がいるからである。無論、男性だ。

これら強姦神話を検討していこうと思うが、その前段階として男性のセクシャリティの持つ暴力性について確認する。梁石白は次のように言う。

男は道行く女に対して、その身体的特徴や顔や声から、性交の時、彼女はどのような表情をし、どのような呻き声をもらし、どのような姿態になるのだろうと想像する。もっと端的に言えば、男は女を性器そのものと見なしており、女の社会的存在を否定することで男の性差は成り立っている。

女を社会的存在として考えるとき、男女の性的親密性は崩れてしまうのだ。...(中略)...女の社会的存在を否定し、女を性器そのものと見なすことによって男の妄想は限りなくイメージアップされる。だから社会的に認められている女(例えば経営者や企業の部課長クラス)...(中略)...に対して男はセクシュアリティを感じないのである。それらの社会的ポジションを排除したときこそ、男は女に性的親密性を覚えるのだ。...(中略)...仮に女社長と男性社員がセックスのあと、女社長の胸に男性社員が顔を埋めてうっとりしているとしたら、私たちはグロテスクな感じを受けるだろう。男性社員の胸に女社長が顔を埋めて「一人の女として生きたかった」という台詞を呟いてこそ、男女の性的親密性が成立するのである。

従って、男が女に求める性は、あらゆる社会的存在を排除した純粋性、従順さ、そして娼婦性であり、それは権力が民衆に求めるものと本質的に共通している。(梁 1992 : 58)

荻野美穂はこれを受けて、「ここでは男の性は勃起に始まり射精に終わるというペニス中心主義が語られ、女とその身体はその『ペニスによる快楽』のための手段に過ぎないと位置づけられている」(荻野 2002 : 225)という。男性のセクシャリティにとって女性の身体は射精のための道具に過ぎない。そうでなければ「千人切り」のように数のみを誇るようなパフォーマンスは出てくるはずもない。そして男性のセクシャリティが女性の社会性を剥ぎ取り従属させることによって初めて機能するのであれば、男性の中にそれを物理的暴力によってなしえようとする者がいるのも当然である。それがレイプのひとつの側面である。

人間の性欲は本能ではなく文化的学習であるとする岸田秀は次のように言う。「男って強姦までいかなくても、普通の恋愛関係でも、いろんな条件で自分より上の者を口説くのは気が引けて、遠慮して、やっぱりやめておこうということになる。何らかの点で自分よりちょっと下という女を狙うわけです。なぜかというと自分より下の女でないと支配できないから。なぜ支配したいかということ、単に支配欲の満足のためではなくて、支配してないとセックスができないからです。」(岸田・落合 1993 : 36)これは人間が、欲望がないと勃起できず従ってセックスのできない男性側のセクシャリティを優先させて文化を構築した結果であるという。女性は男を勃起させるための道具とされてしまったことが原因であり、そのように構築された文化を我々が学習している以上、男性のセクシャリティは不可避免的に支配的・攻撃的であると彼は考えている。(岸田・落合 1993 : 58)

男性は女性を支配・所有したがっているという前提に立てば、レイプが男性にとって女性を支配するための道具であることは自然と納得できるだろう。「こうして強姦が成功すると、それは男の特権となったばかりか、男が女を支配する際の基本的な武器となり、男にとっては征服欲の、女にとっては恐怖の媒介手段となった。肉体的抵抗にもかかわらず女性の体にむりやり侵入することは、男にとって女を征服した誇るべきあかしとなり自らの力の優越を示す試金石、男性性の勝利の凱歌となったのだ。...強姦とは、全ての男が全ての女を恐怖状態にとどめておくことによって成立する、意識的な威嚇のプロセスに他ならないのだ。」(Brownmiller1975=2000 : 6)

そしてここからレイプについての神話が作られ始める。「女はみんな強姦されたがっている」という神話（「強姦願望」とも呼ばれる）は、「強姦とは男が自らの男性性のあかしとして行う行為である以上、男にとって女もまた強姦を 女性性のあかしとして 望んでいる、と信じることは好都合なのだ。」（同：242）という幻想によって支えられている。そしてその命題は、「女のその気がないのにレイプされることはあり得ない」という主張によって強化される。（註1）

「自分の方から誘いをかけたのだ」という言葉はレイプ加害者が実際によく口にする言葉である。そのような場合の「誘い」とは単に服装の問題であつたり加害者の思い込みであつたりすることがほとんどなのだが、もし仮に女性が男性を誘惑したとしても、女性の望まない方法によって性交を強要することが容認されるわけがないのは明らかである。

「どうせレイプされるのなら、抵抗せずに楽しめばいい」という神話も、やはり女性に強姦願望があるという思い込みから生まれたものである。女にはレイプされたい願望があるのだから、「自分が望まない暴力的なセックスでも、判断や感情を停止して相手に合わせれば楽しむことができる」（Brownmiller1975=2000：243）というのである。

「強姦されるのは、被害者に責任（落ち度、軽率、挑発）があるからだ」という神話は、強姦神話の中でも特に頻繁に用いられる神話である。そしてもちろん、被害者が選ばれることに一切の理由はない。被害者はただ「女である」ということだけでレイプされる。「強姦犯は、いわゆる『性的魅力』とはまったく関係なく 74 才の老女でも、12 才の歯列矯正記をはめた少女でも 獲物を襲う」（Brownmiller1975=2000：281）のだ。平成 18 年版犯罪白書でも、50 才以上になってからレイプされたという女性も 3.5% いるのである。また昭和 61 年犯罪白書の調査からも明らかなように、被害女性が不幸にもレイプされたのは「たまたまそこにいたから」という偶然と「誰にもいわないだろうと思った」という性質が特に重要なのである。

確かに、被害者が軽率でうかつであったために加害者の悪意に気づけなかった、あるいはその場に居合わせてしまったという可能性はある。しかし加害者にレイプの意志があり、その対象となる女性を探していたからこそその女性がレイプされることになったのであって、その順序は決して逆ではない。この神話がことさらによく引き合いに出され、被害者の落ち度が問題となるのは、そのことによって加害者の責任を見えづらくしてしまおうという悪意に満ちた煙幕に他ならない。まして、被害者に落ち度があったことをもって「だからあなたが悪い。男性に罪はない」とみなして裁判で無罪になるというのは、論理的に

矛盾している。なぜなら強姦以外の犯罪において被害者の落ち度が問題にされることはまずないからだ。置いておいたハンドバッグから目を離した際にそれを盗まれたとしても、被害者に落ち度があったのだからそれは窃盗ではない、ということには決してならない。通常被害者の落ち度が問題になるのは量刑判断の段階においてであって、その行為が犯罪かどうかの判断とはまったく関係しない。しかし、被害者に落ち度があったのだからその性交は強姦ではない、という理由で無罪になった例はいくつもある（東京強姦救援センター1990：80-96）。そんな馬鹿げた話があっただろうか。

続けよう。「本当に嫌だったら、最後まで抵抗できるはずである」ということもよく言われる。しかしそれはレイプの現実をまったく無視したものと云わざるを得ない。現実のレイプで多くの場合に女性が抵抗しないのは暴力に屈したからではなく、「逆らったら殺されるかも知れない」という恐怖によって抵抗の意志が失われるからである。実際に抵抗したために余計ひどく殴られたり、逆上した加害者によって殺されたりする例は後を絶たない。例えば強盗を考えればその不自然さは明らかで、刃物を突きつけられて金品を奪われた人に対して「奪われなくなかったら抵抗するべきである」などとは決して言わない。それはなぜかと言えば「法律が、慈善事業や好意にもとづく場合以外に金銭を自分から差し出したり...（中略）...する人間などまず存在しないと言うことを想定しているから」であり、ではなぜ性犯罪に限っては被害者の抵抗を問題とするのかというと、「法律が、双方が望んで行う性交と強制された犯罪的な性的攻撃との区別を十分にすることができないという事情」があるからだ。（Brownmiller1975=2000：310）抵抗の有無は、強姦の事実とまったく関係しない。

「強姦するのは、見知らぬ男である」というのは先にみた第一節 - 2 から誤りである。大多数のレイプは顔見知りによる犯行である。

「普通の男は強姦などしない。強姦は異常な男の犯罪である」ということもよく言われるが、「加害者のほとんどは『普通の生活』をしている男」（東京強姦救援センター1990：77）である。レイプ被害者が自身の経験を綴った、緑河実紗『心を殺された私 レイプ・トラウマを克服して』でも、加害男性は仕事を持ち、結婚している三児の父であった。

レイプ加害者が「一見」普通の人間であるとしても、その内部に重大な歪みを抱えているのだからやはり異常者と見なすべきだ、という意見もあるだろう。だが歴史を振り返ればその主張が根拠を欠いていることは明らかで、序章で触れたように古代バビロニアにおいて女性は金銭で取引される「商品」であり、そこに女性の心身への配慮からレイプをし

ないという規範はまったく存在しなかった。また戦争とレイプは不可分であり、しかもそれは昔話ではない。ボスニア紛争においては民族浄化の名の下におびたしい数の計画的で集団的な強姦が行われた。女性は監禁され、一日に数十人の男にレイプされた。戦争でレイプが激増するのは、一人の男が何度もレイプをするからではなく平時にはレイプなどしない男がレイプをするようになるからである。

遙か昔の話や戦争という状況に限定しなくとも、レイプを異常性欲者による犯罪とみなす明確な根拠はない。なぜなら、2007年現在においてレイプとされている性交の多くは最近までは合意のセックスだと見なされていたからだ。こんな言葉を聞いたことはないだろうか。「女なんて一発やっちまえばおとなしくなるもんだ」。また、自民党の太田誠一元総務庁長官が2003年6月の討論会で、その直前に起きた集団強姦事件についてこんなことを述べている。「集団レイプをする人は、まだ元気があっていいんじゃないですかね。まだ正常に近い」。このような発言をする男性と同じ年代の人たちがすべてこのような発想を持っていたとはもちろん思わないが、前者が今もなお消滅することなく語り継がれていること、また後者のような発言を公の場でできてしまうこと自体が、ある時代においてそれが「異常とまでは言えない」考えだったことを証明しているように思うのだが。

ある性行為がレイプかそうでないかを判断する基準は時代により変わる。昭和35年に東京地裁で判決の出た裁判では、被害女性は言葉巧みに男性宅に連れ込まれてレイプされた。女性は「『よして』とか『帰らして』とか『お母さん』などと言って足をばたばたさせたが、それ以上の抵抗はしなかった」。この状況で加害男性は被害女性から「暗黙の承諾を得られたと信じ、そのことは当時の状況、特にC子（被害女性）の言動に照らし無理からず、犯意がないので無罪」とされている（東京強姦救援センター1990：80）。昭和53年広島高裁での裁判でも「やめてくれ、帰らしてくれ」と拒否を明示しているなど、現在の我々からすればレイプとしか呼びようのない性交に対して、「被害者の抵抗が著しく困難な程度の脅迫ではない」という理由から無罪になっている（同：88）。昭和34年山口地裁での裁判でも、松林の中で男性は女性の「首に手をかけ、押し倒し、馬乗りになり、下着を引き脱がして」性交した。その際女性は「『大きな声でたけるよ、警察に言うよ』等と言ってもがいたが、それ以上力を尽くしての抵抗は」なかったという。最終的には「B子（被害女性）が真実本気で力を尽くして抵抗し、被告人が同女の犯行を困難ならしめるような暴行を加えたか、疑問あり。被告人も、この程度の抵抗では、現場に到着するまでのいきさつから考えて、内心は同意していると思うことも充分あり得る。犯意と暴行・脅迫がないの

で無罪」と結論している（同：95）。このような判決は枚挙に暇がないが、これらの性交が無罪になるということは、これらはセックスと見なされていたということである。そしてこれがセックスであるのならば、これをする男は「正常」だったということだ。昭和 53 年からたった 30 年も経っていないにもかかわらず、かつて「正常」だと考えられていた行為が「異常」だと見なされることこそ「異常」なのではないか？根拠が必要なのは「レイプ加害者は異常者ではない」という私の主張ではなく、「レイプ加害者は異常者である」という現代の常識の方だと、私は考える。

強姦神話はまだ無数に存在する。「ノーと言わない限り性交して構わない」。キャッチセールスはなぜ成立しているのだろうか？拒否を明示するのは、性行為に限らず困難なことである。「レイプは性欲を制御できなくなった男が起こす衝動的な犯罪である」。レイプの多くは計画的に行われる。第一節の を参照されたい。「性的欲求不満が強姦の原因である」。性的欲求不満は原因のひとつでしかなく、社会的欲求不満のはけ口や、女を征服して男らしさを確認したい欲求から犯行に及ぶ場合が多い。

これら強姦神話は単なる勘違いとして済まされるものではない。こういった歪んだ認識がまかり通ると、そうでない「本来のレイプ」が定義からこぼれてしまう、被害者にとってレイプ以外であり得ないものがそう見なされなくなってしまうという弊害が生じる。だから、強姦神話は一刻も早く解体されなければならないのだ。

第二章 二十代男性の性犯罪に対する認識についての調査

第一章では、性犯罪についての誤った認識、強姦神話が流布していることを確認してきた。本章ではこのことを踏まえて、実際に一般男性は性犯罪についていかなる認識をもっているのかをみていくことにする。女性の社会進出が著しい昨今、性犯罪の被害者である女性達は徐々に声を上げ始めた。平成 10 年頃から強姦と強制わいせつの認知件数が増加したのは、単純に犯罪件数が増えたと見るよりも女性達が泣き寝入りをしなくなったと考える方が妥当であろう。序章で見たようにある行為の意味づけを決定するのは権力関係なのだから、男女の権力関係に変化が生じてきたことによってこれまでは性暴力と見なされな

かった性的行為が性暴力と見なされるようになってきたということだ。たとえば痴漢が社会問題として語られ、女性専用車両が導入されるようになったことは、女性にとって輝かしい前進である。そしてそれは当然、男性に意識変化を迫っている。「痴漢は犯罪です」というポスターが駅構内に貼られるようになったということは、裏を返せば痴漢は今までは犯罪と見なされなかった、少なくとも真剣に対策を取るようなことではないと考えられていたということだ。これまでは容認されてきた性に関する事柄が容認されなくなったことで、男性は性に対する意識をどう変化させているのだろうか、それとも変化させていないのだろうか。

強姦神話に代表される性犯罪についての誤った認識を人々が持っていることにより、性犯罪の被害者は不当に貶められている。被害者が正しく救済されるためには刑法の整備や専門機関の設置だけでは不十分で、一般の人々がレイプについての正確な知識を持つことが重要であると私は考える。その第一歩としてまず、私と同年代の男性達にどの程度「正確な知識」が備わっているかを調べた。

第一節 今回の調査について

・ 調査の目的

20代男性の性犯罪に対する認識を把握・分析する。

調査開始時点での私の仮説は「強姦神話はまだ人々の思考に少なからぬ影響を及ぼしているが、徐々にその影響力は衰えてきており、中には性犯罪について正確な知識を持つ男性も出始めている」というものである。

・ 調査方法

単独インタビューまたはグループインタビュー。調査目的、質問項目、データの公表方法などを口頭で説明し、インタビューの同意を得られた私の知人及びその知人に対して単独、またはグループ形式で40分～90分の半構造的インタビューを行った。

・ 調査協力者

調査対象者の性別は全て男性、20代14人と30代1人の計15人である。回答者の主な属性は次の通り。インタビューもこの順に行った。なお、以降インタビュー内容について

触れる際には発言者をここで割り振ったA～Oの記号で表すものとする。

A：男性、28才、会社員、既婚（子ども二人）	単独インタビュー	
B：男性、28才、法科大学院生、未婚	グループインタビュー	
C：男性、28才、法科大学院生、未婚		
D：男性、32才、法科大学院生、未婚		
E：男性、24才、法科大学院生、未婚		
F：男性、26才、法科大学院生、未婚		
G：男性、27才、法科大学院生、未婚		
H：男性、24才、法科大学院生、未婚	グループインタビュー	
I：男性、24才、大学生（社会学科）、未婚		単独インタビュー
J：男性、22才、大学生（社会福祉学科）、未婚		グループインタビュー
K：男性、21才、大学生（経営学科）、未婚		
L：男性、21才、大学生（社会学科）、未婚		単独インタビュー
M：男性、22才、大学生（社会科学部）、未婚		グループインタビュー
N：男性、25才、大学生（経済学部）、未婚		
O：男性、22才、大学生（教育学科）、未婚		

グループインタビューの中でもHさんは状況が特殊で、Bさん～Gさんへのインタビューが終わった直後に入室し、Bさん、Cさん、Dさん、Fさんなどがいる中での単独インタビューという形式になった。だがインタビューの間に他の協力者からの意見や質問も出たため、グループインタビューとして扱うことにする。

調査協力者の年齢と職業が極端に偏っているのは、私の知人に調査を依頼したという手法上の理由もあるが、先も述べたように「私と同年代の男性」という属性にフォーカスしてその考えを把握することが目的だからである。ただし学生は社会経験や経験的知識の面で未熟な部分があるため、この属性を完全に網羅できていないという課題は残されている。なお特記すべき事柄として、Lさんは3・4年次の演習でジェンダーを選択しており、その分野についての知識が比較的豊富である。

- ・ インタビューの内容と結果の概要

第二節 レイプの具体的なイメージ

この項目について、Aさん～Hさんに対する質問は一定していない。「レイプの動機はなんだと思うか」、「どんなものがレイプだと思うか」「レイプについて言いたいことがあれば」などの質問から、イメージを表しているものを抽出した。Iさん～Oさんに対しては「レイプの現場についてイメージしてください。こういうのがレイプだ、っていう現場を事細かにイメージしてもらって、それについて質問します。」と伝えて、自分にとっていちばん強くイメージされるレイプを想定してもらった。その後「時間帯」「場所」「加害者像」「被害者像」「用いられる手段」「動機」を尋ねた。その内容をまとめたのが次の表2である。大きく分けると「知り合いに対するレイプ」と「見ず知らずの女性に対するレイプ」に分かれる。前者を答えたのはDさんとHさん、Lさんで、それ以外の人はいずれも後者であった。ただし、Hさんが「知り合いに対するレイプ」を答えたのは質問にそれを誘導する部分があったからであることを付け加えておく。

レイプについて自分の持っているイメージが何に由来するのかについて答えた対象者は6人で、「テレビドラマ」が3人、「知り合いから」が2人、「事件報道」が1人であった。「テレビドラマ」と答えた3人のうちAさんとJさんは「ひとつ屋根の下」という日本のホームドラマを挙げ、Kさんは「海外の刑事もののドラマ」と答えた。Iさんは早稲田大学イベントサークル「スーパーフリー」の集団強姦事件についての事件報道が記憶に強くあると答えた。知り合いから聞いたというLさんは、「友人にそういう女性が多いので、イメージするのが現実にあったこと」と答え、被害者自身から直接聞いたことがイメージに強く焼き付いているようだった。Nさんは中学時代の同級生が高校卒業後にレイプで逮

表2

	情報源	犯行場所	実行手段	加害者像	被害者像	関係	時間帯
A	テレビドラマ	工事現場			高校生	他人	夜
D				そこらへんにいる人	好意をもたれてる人	知り合い	
E		屋外(車内、山中)	暴力で車に連れ込む		かわいい子	他人	
H		路上	暴力	一方的好意	好意をもたれてる人	他人 知り合い	
I	事件報道	人目につかない所	酒など		かわいい子	知り合い	夜
J	テレビドラマ	工事現場	轢く	挫折した人、浪人生	無口、清楚、女子高生	他人	21時
K	テレビドラマ	森や林	車、ガムテープ	30前後のもてない人	大学生、静かそうな人	他人	23時
L	知り合い	被害者宅			傷にのこらなそうな人		深夜
M		公園	クロロホルム	アキバ系	気に入った女	他人	
N	知り合い	グラウンド	殴る	同級生、18才	無差別		
O		屋外		30才前後、妄想癖	気に入った女	他人	

捕されたことについて話してくれたが、その同級生とはあまり親しくなかったことや噂として聞いたにすぎないため、レイプの際に用いる手段や被害者像についてはその記憶が反映されていない様子だった。

犯行場所について回答したのは10人で、「屋外」が極めて多く、屋内と答えたのはLさん1人であった。

レイプを実行するにあたって用いる手段について回答したのは7人で、殴るなどの身体的暴力に訴えると答えた人が5人、車を使用すると答えた人は3人、「酒」「クロロホルム」など被害者を無力化する方法を2名が答えた。Iさんは「クスリ、睡眠薬、アルコール」を手段としてあげたが、その理由は「ノーマルの状態でレイプしようと思っても相手も完全に抵抗するし、記憶がちゃんとしてるから鮮明に覚えている。それをもみ消すため」と説明している。

加害者像についてはイメージに共通点が少なく、また被害者像に比べると答えるのに苦慮している様子が伺えた。回答したのは7人で、「挫折っぽい人」(Jさん)、「30歳前後の、あんまなんかもてなそうな人」(Kさん)、「アキバ系(註3)の人が(笑)それをののしるような女性に」(Mさん)、「普通の恋愛をできなそうな人?現実よりも、自分の空想とかに走っちゃいそうな」(Oさん)という「特殊な人」タイプと、「そこら辺にいる身近な人」(Dさん)、「知り合いで、一方的好意を抱いている」(Hさん)、「中学の同級生。あんま親しくなかったけど、普通の人っぽかった」(Nさん)という「普通の人」タイプに分かれた。

被害者像については上に挙げた11人全員から回答が得られた。その内容は外見、年齢、加害者との関係に大別でき、外見については、単純に容姿がよい女性と答える人(Eさん、Iさん)と、レイプの際の抵抗が少なそうという意味で「無口、清楚」(Jさん)、「静かそうな人」(Kさん)という意見があり、年齢についてはAさんとJさんが「高校生」、Kさんが「大学生」を挙げた。加害者に「一方的な好意を持たれている人」と答えたのはDさんとHさんの二人だった。MさんとOさんは加害者が「気に入った女」と答え、これは容姿のことだと考えられるがはっきりしない。

加害者と被害者の関係は9人が回答し、「無関係、他人」が7件、「知り合い」が3件だった(Hさんが2種類を回答しているため人数と回答数が一致しない)

時間帯は回答した5人ともが「夜」と答えたが、バイトや塾、学校などからの帰宅途中を答える人と、人目の少なくなった深夜を答える人に分かれた。

第三節 レイプの動機

レイプ加害者がレイプをする動機について、調査対象者はどう考えているか。

Aさんは、「性欲を満たしたいだけ」という動機と、「相手を傷つけたいと思う」という動機の二つを可能性として挙げた。前者に対しては、仮に抑えがたい性欲があったとしてもレイプという選択を「普通しようと思わないでしょ?」と言い、実際にレイプしてしまう人は「理性が効かない人」「しちゃいけないな、って思って止めるのが理性でしょ?」と、性欲を理性で抑えるのが「普通」だと考えていた。また後者に対しては「悪いことだと知っていてやる」タイプが、Aさん自身はその価値観を理解できないものの、実際にはいるだろうことを述べていた。

Bさん～Gさんは痴漢もレイプも動機の根本は「性衝動」にあると考えており、特にBさんは「こらえ性」という言葉を多用していた。「性差とだからレイプと痴漢が直接結びつくかっていうと、ここの意見では若干結びつきが薄い感じになっちゃってる。男と女って関係から出てくるのか、そうじゃなくてやっぱりこらえ性がないとか衝動的だとか征服欲とか?」と述べ、ジェンダーとの関係は薄いのではないかと指摘した。

Cさんも動機は性衝動にあると考えており、また性犯罪者の再犯が多いというデータを受けて「再犯は二回目だけど、一回目も既に犯罪行為だとわかっていてガマンできないわけだから結局また同じことになるだけ」だと述べた。

DさんはBさんたちへのインタビューの中では唯一自発的に知り合い関係で生じるレイプを挙げており、その動機は「そこら辺にいる身近な人が、俺には振り向いてくれない女性に、犯す」と好意の歪んだ発露だと考えているようだった。

Fさんはレイプ願望が生まれつきのものではないかと前置きした上で、再犯率が高いというデータについて「反省したからってまたやるだろうから、多分なおんないこと前提に考えないとダメなんでしょうね」とし、レイプは先天的な異常に近いのではないかと考えているようだった。

Gさんの発言で興味深いのは、レイプでなく痴漢行為についてだが、「すごい自分が抑圧されてて、そのはけ口として痴漢に走っちゃうタイプ」がいるのではないかという疑問を持ち、また痴漢をする人は規範意識が欠けているかあるいは「天秤にすら掛けてない」というタイプがいるのではないかと考えていた。

Hさんは知り合い関係によるレイプを挙げているが、それに対応する質問はDさんの

「(レイプの)対象は誰?知らない人?」という質問であったため、誘導された可能性が強い。それへの回答は「知り合いで、一方的好意を抱いていて、ことが成就しないために、力で及ぶという。」と、Dさんの述べた好意の歪んだ発露と同じ動機を答えている。

Iさんはレイプについての自由回答で「男の欲望から生まれる犯罪、性欲処理。性欲は自然。でそれをうまくコントロールできない人が起こす」と話していることから、性欲を理性でコントロールできないからレイプをするのだと考えていることがわかる。その後改めてレイプの動機について尋ねると「人によって違うと思うけど、例えば昔惚れてた女で付き合ってたけどふられて腹いせに、とか、純粋にただこいつとやりたい、とか。」などいくつかのパターンが存在するだろうことを指摘した。

Jさんはレイプの動機は「衝動」にあるとまず答え、その後「凶暴さとか学習とか色んなものがある」と述べている。

Kさんは「AVとかでそういう場面とか犯罪されてるのがあって、影響されて」とし、性欲がまずあった上でそれを実践する手段としてレイプを学習してしまったせいではないか、と述べている。加害者と被害者に関係は全くなく、「一目惚れみたいな感じで、アイツでいいか、みたいな」と偶然が影響していると考えていることから、衝動的な側面もあると考えているようだ。

Lさんはまず、「それ(レイプ)以外に実践するところがない」からレイプをするのではないかと述べた。その上でさらに別のパターンとして、買春との対比から「女性のすごく恐怖するところとか、それでも感じている女性なんてのが、そういうのがいたとして、それはひとつの武勇伝として自分に付与される、伝説がひとつ増えた、みたいになっても、おかしくないとは言いたくないけど、そういう人もいるのかな」と、レイプでなければならないタイプの男性によるレイプが存在するのではないかと述べた。

Mさんは、もてない人、「セックスしたいけどできない人」が、ネットの犯罪予告のようなものを見て「俺でもできるんだ」と勇気づけられてレイプに至る、というケースを答えた。

Nさんは「単なる性欲のはけ口のように、ものとして見てる」と考えていた。

Oさんは、「普通の恋愛ができない人」が、「実際にセックスができないから」取る影の行動だと答えた。女性と向き合えない人が「影から行く」のであって、例えば買春は「面と向かうわけで、そういうのが苦手」だからレイプという手段に訴えるのではないかと述べた。

第四節 セックスとレイプの違いは何か

序章で確認したように、女性の望まない性的行為の強要は全て性暴力であるが、この認識は一般男性にどの程度支持されているだろうか。さらに踏み込むと、彼らは自分のしている性行為がレイプではないとどうやって判断しているのか。インタビューの過程で私は第一章で確認したような統計結果を伝え、彼らの答えたレイプイメージのほとんどが神話にすぎないことを教えた（Aさんに対してはこの説明は行っていない）。自分のレイプイメージが思い込みだと知らされた彼らは、自分の性行為がレイプでない根拠を何によって示すのか。また、強姦神話はどれほど頑強に支持されているのだろうか。

この項目はインタビューの回数を重ねる中で追加したため、Aさん～Hさんに対しては行っていない。後の説明を簡略化するために、私が行った質問と説明の内容を列挙する。

- : 質問「セックスとレイプの違いは何か？」
- a: 質問「女性の合意を男性はどうやって確認するのか？」
- b: 説明「嫌がらなければ合意ということは、性交の意志のない女性は拒否なり抵抗を明示するということになる」
- : 質問「レイプされないためには、女性は抵抗しなければいけないのか？態度と言葉で、拒否を明確に示さなければならないのか？」
- a: 質問「同性愛者の男性が別の男性に無理やり肛門性交することを、あなたはレイプと見なすか？」
- b: 質問「性器が機能しない男性が、普通のレイプと同じ状況下で例えばバイブレーターを無理矢理挿入することを、あなたはレイプと見なすか？」
- c: 質問「酒を飲むなどして意識がなくなった状態の女性と性交することを、あなたはレイプと見なすか？」
- d: 質問「既に付き合っている男女において、女性が性交を望んでいないにもかかわらず男性が無理やりに性交することを、あなたはレイプと見なすか？」
- e: 質問「結婚している夫婦で、女性が性交を望んでいないにもかかわらず男性が無理やりに性交することを、あなたはレイプと見なすか？」
- : 説明「犯罪白書のデータによると加害者の3 / 4が被害者と顔見知りで、その中には男性にとってはセックスだが女性にとってはレイプであるような、男性の勘違いから

生じたレイプが含まれている可能性がある。」

- a: 説明「今でもよく聞く言葉に、『女性が男性を自宅に入れたらそれはセックスしていいという意味だ』というものがあるが、これを額面通りに信じている男性がいると仮定する。その男性と性交する意志のまったくない女性はその男性を自宅に入れ、男性が『これは合意のサインだ』と誤解して性交したとしたら、それは女性にとってはレイプだが男性にとっては合意のセックスということになる。そこで仮に『イヤだ』と言ったとしても、その男性が今度は『女のイヤはいいのうち』という言葉を目撃して聞いたとしたら、やはりその性交は男性にとってセックスと見なされてしまう。」
- b: 説明「例えば男女が会社の上司と部下の関係で、上司のセックスの要求を断ったらクビになるかも知れない、左遷されるかも知れないという状況に置かれたら、その女性は最初から拒否の選択肢を奪われてしまっているかも知れない。」
- c: 説明「例えば男性恐怖症だったり自己主張が弱かったりする女性がいたとして、性交する意志がまったくないにもかかわらず突然男性が迫ってきて恐怖で身がすくんで何も言えなくなってしまって、なすがままにレイプされてしまうかも知れない。」
- d: 説明「『イヤだ』と『言わない』ことは『イエス』と『言った』ことにはならない。」
- : 質問「セックスとレイプの境界線はどこにあるのか？我々のしているセックスがレイプでないとする根拠はどこにあるのか？自分が強姦魔でないということを、どうやって証明するのか？」

当然というべきか、これらの質問を行った後にセックスとレイプの境界を明確に答えることのできた人はいなかった。以下、7人それぞれの回答について記す。

・ Iさん

Iさんは他の6人よりも「合意」にこだわっている様子がうかがえた。「セックスとレイプの違いは？」について「女の合意があるかないか」と答え、「明確に拒否すべき？」についても「本来そうじゃないすかね」と、女性は拒否を明示すべきだと考えていた。また「抵抗したかどうか重要なら、恐喝にあった時に抵抗しなければ被害者が悪いということになるか？」と聞くと「被害者は悪くないと思う」と答え、続けて「ではなぜレイプでは女性は抵抗しなければいけないか？」と聞くと「抵抗っていうか、気持ちの抵抗？その人がやらしてもいいや、って思ってるんならいいんじゃないすかね。結局はその人にな

らないと分からないんじゃないかと思います」と答えた。その次に「裁判で抵抗したかどうかでレイプかどうかを判断するのは妥当か」と聞くと、「妥当じゃないすかね」と答えている。そして「男の勘違いから生じるレイプがある」 a「家に上げたら合意と誤解する男がいる」と説明した後に「レイプとセックスの境界線は？」と進んでいったが、やはり「合意の上かそうでないか」と一貫して主張し、自分がレイプをしていない根拠を「OKかどうか聞きますからね。そういう場所に行く前に。俺は無理矢理やったことないすからね、そういう会話なしに。基本的に自分は聞きます、色々。」と述べた。

・ Jさん、Kさん

二人ともまだ性について深く考えたことがなかったようだが、同時にまだ強姦神話にそれほど影響されてもいないようで、私の話を非常に素直に受け入れていたのが印象的だった。Kさんは「セックスとレイプの違いは？」に対して「一方的？まずはその時点で愛情がない」と答え、「愛情がなければ犯罪？」と尋ねると「違うね、お金があるとか(買春のことを指すと思われる)なんなんだろう？えぐり取るような感じ？一方的でえぐり取るような？」と、微妙な感覚を表現するのに苦労していた。 a「合意をどうやって確認するか？」に対してKさんは「嫌がんなかったら、合意したってことじゃないの？」と、いわゆるステレオタイプな回答をした。その後に b「嫌がらなければ合意なら、女性は拒否を明示するということ」 b「セクハラレイプはノーと言えない場合がある」 c「恐怖からノーと言えない場合がある」 d「ノーと言わないことはイエスではない」 e「夫婦間レイプはレイプか？」 「男の勘違いから生じるレイプがある」 a「家に上げたら合意と誤解する男がいる」 「セックスとレイプの違いは？」と進めるうちに二人とも自分の考えがぐらつき始めたようで、回答に苦慮しているのが明らかだった。Kさんは「嫌がってたらレイプ」だということは確信しているが、拒否の確認はできるものの合意をどうやって確認するかという段階で苦しみ、Jさんは「拒否されなくても合意ではない」という言葉にショックを受け、結局二人とも「口頭で確認するしかない」という判断に帰着した。

・ Lさん

a「同性愛レイプ」 b「異物挿入」 c「意識不明の女性に性交する」 d「デートレイプ」 e「夫婦間レイプ」の全ての項目に対してLさんは淀みなく「レイプだ」と答えた。そして「セックスとレイプの違いは？」に対しては「最初に思いつくのは『女の人が嫌

がったらレイプ』だけど、嫌がるのは人それぞれ。嫌がるラインが。この人にとってはこれはレイプじゃないけどこの人にとってはこれはレイプ、みたいのが、星の数ほどあるのか、という風に落ち着く」と答えた。その次に「自分のしていることがレイプでないとする根拠を示してください」と聞くと、「僕はしてくれといわれるまでしないのがモットーなんで」と、やはり口頭での合意を重視していた。ただし「それを覆したことはないか」と聞くと、「ない、ですねいやいやあるか。じゃあ俺もレイプしたことある、に入るのか。じゃあ男はみんな強姦魔みたいな。っていう風になっちゃう。そう言い始めたら、女の人が今日はやだって言ってるのに男があー今日はすげえしてえっつって、したことのない男の人っているのかなあ...? だからむしろ自分から言ったら、自分から誘惑し始めたらレイプって言うことになるんだったら、それをしたことのない男はどこにいるのか、ワタクシは聞いてみたい(笑)。断れる余裕を持たせない男がするのはレイプですかね、もしかしたら。断れる機会を与えない、いやって言わせない。」と自問自答していた。「合意を明確に確認していない性行為がすべてレイプではもちろんないが、ではどういう基準が妥当だと思うか?」という問いには「お互いの人たちの独自の判断によると思う。きれい事みただけど、ツーといえばカーというか、言葉にしなくても『ああ、今日はいい日なんだな』ってわかるような関係というところまで、僕たちが線引きをする必要はないと思う。...(中略)...そういうのは相互行為をその、観察してみてわかるのであれば、それは保留というかオッケーでいいと思います。」と答え、その次に a「合意をどうやって確認するか?」を尋ねると、「そういうサインみたいなのは、わかるまで時間がかかると思うので、出会った人といきなりセックスするっていうのは、やっぱり『セックスしていいですか』『はい』がないとダメなんです。」と答え、セックスに対しては慎重であるべきだと考えていることが分かった。 a「家に上げたら合意と誤解する男がいる」と話すと、その性交を被害女性がレイプと見なすかどうかを考え始め、「それ女の人に直接聞いたら『それはレイプかも』って言うかも知れないし、そういう風に聞かれるまで女の人がレイプだって気付かないかも知れない」と、我々のセックスに関する認識がいかに男性本位で暴力的であるかに気付いたようだった。続いて口にした「例えば、見知らぬ人じゃなくてその次も会う機会がある、その性行為の後もう人、にそれをされたとしたら、『あん時ゴメンねー』とかって言ってごまかしそうじゃないですか?でもそれはレイプになるだろうと。」という状況説明は、まさにデートレイプの本質である。そして b「セクハラレイプはノーと言えない」 c「恐怖からノーと言えない」例を示した後に「レイプとセックスの境界線は?」を尋ねると、

「(根拠は)ない」と断言した。

・ Mさん

Mさん、Nさん、OさんにはLさんと同じ流れで質問と説明を行った。彼らは a「同性愛レイプ」 b「異物挿入」 c「意識不明の女性に性交する」 d「デートレイプ」については「レイプである」と即答したものの、 e「夫婦間レイプ」についてのみ3人ともが即答を避け、Mさんは「そこは難しいなあ」と漏らした。そこで質問を少し変えて「妻の性欲がほとんどない夫婦で、子どもを産めという周りの圧力があって、女性は子どもを望んでいないのに無理やりセックスをしたらそれはレイプになるか」という問いに対しては、3人ともが「それはレイプだ」と答えた。Mさんは「そっちは俺はレイプだと思うね。人間が作った勝手な地位っていうか、夫婦っていうあれに縛られすぎている」と答えた。「そっちはレイプ」と答えていることから、夫婦間で性交を強要することをMさんはレイプと見なしていない、あるいは見なしたくないという心理があるのかも知れない。直前のデートレイプとの対比で「結婚していなかった時にはレイプだったものが結婚するとレイプでなくなってしまうのは妙だ」ということに思い至ったのかも知れない。

「セックスとレイプの違いは？」についてMさんは「お互いが心地よいかどうかっていうところだと思う。気持ちよくななくても女は満足するっていうこともあるでしょ?」と、「心が通い合える」性行為がセックスであると答えている。それがいいからデートレイプはレイプなのだという。そして a「合意をどうやって確認するか?」については「空気を読む」ことを強調した。具体例としては「体に触れて相手がどう反応するか」を挙げ、直接口頭で確認することは「デリカシーないよそれ(笑)」と一笑に付した。このように、女性が性交を望んでいることをどう見極めるかについては積極的であるMさんは、しかし女性が性交を望んでいない場合は「(嫌な人はあからさまに言うかもしくは)合図をしてくれるよね」と、他の調査協力者と同様に相手の意思表示を期待していた。続いて説明 a「家に上げたら合意と誤解する男がいる」と言うと、その男性に対して「挿入直前で、何が何でも分かって欲しいんだけど俺は(笑)」「そこで分からない瞬間にレイプだよ」と強調した。そして b「セクハラレイプ」を伝えた後に「レイプとセックスの境界線は?」と尋ねると、「難しいなあ」と答えた。

・ Nさん

全体の流れはMさんの項を参照されたい。Nさんも e「夫婦間レイプ」について言葉を濁しているが、しかしそれはMさんの回答に引きずられた感もあり、またその後のコメントもないために意識を確認しづらい。「セックスとレイプの違いは？」に「聞くのがいちばん手っ取り早いと思う」と答えているが、まだそれほど親密でない関係においてそれを直接に確認することには抵抗があるようだった。それ以降の話題についてはコメントが得られなかった。

・ Oさん

全体の流れはMさんの項に譲る。 e「夫婦間レイプ」についてはOさんは、性交を強要することよりも出産を強要することに対してより強く「レイプである」と感じているように見受けられた。「本人は子どもを望んでないわけで、それなのに生ませるって時点で。女の人のお考え関係なしに、男から一方的になってる時点でもう。」と答えているが、教育学部に所属していることから、子どもの関わるテーマについて問題意識が高いのかも知れない。 a「合意をどうやって確認するか？」には「向こうが抵抗するかしないか」と口に出しているものの、それを答えとすることには違和感を持っているようだった。「何かしら相手の意思表示があるはず。行為をしようとしたときに受け入れる人は抵抗しないけど、嫌な人はあからさまに嫌っていかもしくは」なにかしらこっちに分かるような合図があると思う」と答えている。女性の拒否の意思表示を確認することには敏感であろうとしているOさんだが、合意をどうやって確認するかはあまり考えたことがなかったという印象を受けた。「レイプとセックスの境界線は？」の質問で、Oさんはレイプかセックスかをいじめ問題に対比させて語った。これについては第三章で詳述する。

第三章 考察

ここでは第二章で詳細にみた3項目について考察を進めていく。

第一節 レイプの具体的なイメージ：強姦神話は解体されているか

今回の調査結果を見る限り、強姦神話は未だ人々の心に強い影響力を持っていると言える。Lさんが強姦神話にあまり影響されてはいなかったのは、被害者から直接生の声を聞

くという偶然と、ジェンダーを学んでいることが影響しているのだろう。

具体的な情報源を挙げた6人とそれ以外の人の間でレイプのイメージについて決定的な違いは見られず、情報源を挙げなかった人の中でDさんを除く4人は画一的な答えを用意してきた。加害者と被害者の間に関係はなく、たまたま目に止まった「容姿のきれいな」女性を屋外で衝動的に捕まえて、暴力でもって性交を強制する、というイメージである。

第一章で見たように、実際のレイプはそれだけではない。加害者と被害者は知り合いであるケースが多数を占めているが、多くの人には「身内間でレイプがあるとか考えたことがない」(Jさん)。Bさんは「逆に男の方もそれって、結構勇気いるよね、...(中略)...ある程度人間関係形成されてる中で、そういうことやっちゃって、もし仮にねえ、訴えられたりしたらさあ、もう人間関係ぐちゃぐちゃになるわけだから。」と、知り合いによるレイプが多数を占めることについて驚いていた。Bさん本人は気付いていないが、おそらくここに面識のある者による性犯罪が表面化しない理由があると思われる。知り合い関係で起きたレイプを被害者が訴え出たときに「ぐちゃぐちゃになる」加害者の人間関係は、そのまま被害者の人間関係でもあるのだ。

性犯罪は被害者の泣き寝入り率が極めて多い。レイプ被害者はその被害を「恥ずかしくて」「思い出したくなくて」「なんとかやっていけるから」「相談するほどのことではないから」「自分にも悪いところがあるから」誰にも話そうとはしない(平成18年版犯罪白書)。その中でも「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」という回答の一部に、Bさんの言っている「人間関係ぐちゃぐちゃになる」ことを恐れて被害者が泣き寝入りするケースが含まれていると考えられる。顔見知りによるレイプの中で、加害者との関係が職場、学校、親類、配偶者であるケースは実に64.3%にのぼる。そしてそれらは全て、加害者にとってのみならず被害者にとっても重要な生活空間である。例えば職場の同僚と飲みに行った後に酔った同僚をタクシーで家まで送り、ベッドまで肩を貸してくれと言われ家に上がったならレイプされたという状況を考える(暴力はふるわれなかったが暴力をふるわれるという恐怖から抵抗ができなかったものとする)。それを訴え出ることによって被害者(加害者もだが)のその職場での存在は非常に極めて複雑なものになる。加害者はレイプの事実を否定するに違いないし、レイプがあったという物証もないだろう。病院に行っていなければ医師の診断書もない(レイプ直後は混乱してそのような客観的な思考はできないことが多い)。訴え出ても加害者が裁かれる確証はないが、自分がいづらくなって職場を追われることは確実である。仕事も新しく探さなければならなくなる。

職場の人間には好奇の目で見られるだろう。裁判で根掘り葉掘り聞かれるのは耐えられない。それくらいなら、「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていける」と考えて黙っているのはむしろ当然の流れなのではないだろうか。

次に被害者の周囲の人間がそれを知らされた時のことを考える。「夜、屋外で、若い女性が、見知らぬ男から突然暴力をふるわれ、性交を強制される」ことがレイプだと考えている職場の第三者は、被害女性がされたことをレイプとは見なさないだろう。「レイプをするのは異常な人間だけである」と信じている人たちは、加害者が普段は普通の人であるのだから「まさか、あの人レイプをするはずがない」と考えるだろう。強姦神話が女性にも信じられている理由のひとつには、レイピスト（レイプ加害者）は外からは区別できないという事情があると思われる。強姦神話を持たずに生活するということは「今隣にいる男性がレイピストかも知れない」という恐れを抱いて生活するということに等しい。そして日々そのリスクに頭を悩ませるくらいなら、レイプなど起きていないと思込む方が確かにずっと楽だろう。自分がレイプされない限りは。

TV（異性装者）である蔦森樹は、生物学的性別としては男性である自分が女性の容姿をしていたために夜道で突然にはがいにされ、恐怖で体がすくんだ経験をもとにして一般男性の強姦意識をこう分析する。

蔦森 普通の男は多分、日本は治安がよくて安全、レイプというのはすごく特殊なんだと自分に言い訳できるのね。具体的に見ることなんてほとんどないから、レイプと自分は関係ない、って。

藤本 だけどそれならなぜ、娘という存在に対しては、それこそ「あまり遅く帰るな、何かあったらどうする」と言ったりするの？...（後略）

蔦森 前提を知ってても、自分で見た範囲、人に聞いた範囲での現実しか見なくて、あまり身近にいないよな、ってところに落ち着きがちで、そうすると、された人は特殊で、貧乏くじを引いちゃったみたいな捉え方をされがちなんだろうね。レイプをする男というのは犯罪者であって異常。私は正常。そんなかたちで切り捨てるよね。そんなふうには「異常」で囲みこんじゃうほうが気楽なんだよね。レイプなんて自分と全然関係ないというのは、今も続いている。

藤本 蔦森さんも昔はそうだったんですか？

蔦森 やっぱ、やった奴は犯罪だから悪いよ、と他人事のようにさらっと当然のよ

うに言っていた。私はそんなことしてないもん、とそこで多くは止まるよね。

藤本 ところが鳶森さんの場合はそこで止まらなかった。つまり女装したことで、自分の意志に反して性行為を強要される経験を通して...

鳶森 自分の身体権を守れない、コントロールできないという状況を、性的なところから、初めて感じたのね。(藤本・鳶森 1993 : 108-109)

強姦神話を信奉する人にとって、レイプは自分とは無関係の遠く離れた場所で起きる犯罪であり、同時にそういう犯罪でなければならないのだ。レイプは異常者のすることで、そんなものは自分の周りにはいないと考える方が日々の生活は楽になる。そしてレイプされた女性・した男性と自分は違う種類の人間だと考えることで自分は安全だと思い込もうとする。だからこそ「女性にも非があった」という神話がいつまでも被害者を傷つけ続ける。

第二節 ドラマに見るレイプ

レイプの情報源についてAさんとJさんが挙げた「ひとつ屋根の下」というテレビドラマは、放映(1993年)当時に私も観た。主役となる家族の次女である高校生が夜道で背後から暴漢に襲われレイプされる、というシーンである。月曜9時のドラマであるためもちろんレイプは詳細には描かれず、その描写は、帰宅の途につく妹が暗い夜道で突然男に後ろから襲いかかれる 男が気を失った妹を工事現場とおぼしき場所で見下ろしている電話で病院に呼び出された長男と長女に医者が「妹さんの体から体液が検出されました」と告げる、というものであった。加害者と被害者には直接の面識はなかったように記憶している。つまり強姦神話をそのまま体現したようなレイプが描かれていたと思う。ただでさえトレンドードラマの影響力は少ないのだから、大ヒットした当作品のこのシーンが人々に与えた影響となると相当に大きかっただろう。

他にテレビドラマでレイプを描いたものには1996年の「真昼の月」が挙げられる。私はこのドラマを見ていないがレイプとPTSDについて正面から扱った作品で、視聴率は25%を記録したという。1995年の阪神・淡路大震災でPTSDに苦しむ被災者が大量発生したこと、また被災地においてレイプが頻発したことなどがメディアで取り上げられ、この頃から性犯罪に対する関心が高まってきた。強制わいせつの認知件数が急増したのもこの頃だ。

しかしやはりドラマでレイプを扱うものは数えるほどしかなく、そしてそこで行われるレイプは多くの場合、強姦神話を踏襲したものになりがちだと考えられる。理由はいくつか考えられるが、ドラマでレイプを扱うこと自体が制作者にとって大きな冒険だということをもっとも大きいだろう。テレビドラマを作る以上、彼らはレイプというテーマでもって確実に「数字」を取らなければならない。「これは誰の目にも明らかなレイプである」という種類のレイプを見せるならば、視聴者は迷いなく加害者への怒りと被害者への憐憫の情を持つことができる。レイプというテーマを視聴率獲得のための道具として使用することはそういう効果を期待するということであろう。しかし例えばデートレイプはそうは受け取られない。既に強姦神話に影響されてしまっている視聴者にとってはそれはレイプとは見なされず、「よく知らない男と二人きりになるからだ」「隙を見せたからだ」「もっと抵抗するべきだ」などという疑念に気を取られて視聴者はドラマに没入できないだろう。またドラマは視聴者を楽しませるのが目的であるのだから、強姦神話について事細かに説明するわけにもいかない。だからデートレイプは扱えないのではないか。

もちろんまったく見知らぬ男に突然襲われるという形のレイプも現実にはあるのだが、問題なのはそういうレイプを扱ったドラマが作られることではなく、そういうレイプを扱ったドラマ「しか」作られないということだ。それでもきちんと扱えばレイプについての理解は深まるかも知れないが、ドラマに強姦神話を解体する機能は期待できないだろう。

第三節 報道される性犯罪とされない性犯罪

ではニュース報道はどうだろうか。昨今よく扱われるレイプも紛れもないレイプなのだが、報道されるレイプとされないレイプの間には大きな違いがあると考えられる。

性犯罪に暗数が多いことは既に述べたが、しかしそれでも強姦の認知件数に占める面識のある者による強姦の割合は4割近く存在する。それにもかかわらず、報道されるのは6割弱の面識のない者による強姦に偏っている。

なぜそのような偏った報道がされるのか。ひとつには報道の議題設定論（アジェンダセッティング論）の問題があるだろう。新聞の紙面やテレビニュースの時間は有限なので、報道される事件には優先順位がつけられる。レイプ事件にも優先順位がつけられ、実際に報道されるのは「報道するのに相応しいレイプ」として報道編集者が選択したものに限定される。そしてそのようにして視聴者は「レイプとはこういうものなのだ」と考えるよう

になるのではないか。

そして「報道されるに相応しいレイプ」とは恐らく、事件性が高く、センセーショナルで、人々に義憤を抱かせるようなもの、加害者が疑いなく悪であり、被害者にはなんの落ち度もないような、そういうレイプのことだろうと考えられる。京大・帝京大ラグビー部や早大「スーパーフリー」の集団強姦は「名の知れた大学の学生が」レイプをしたことによって、奈良小一女子殺害事件や宮崎勤事件は「純真無垢な子どもが」殺されたことによって、「報道するに足る価値」を与えられたのだろう。それと比較すると知り合いによるレイプは「事件性が低いし、された方にも問題がある」と判断されたために報道されないのではないだろうか。

第四節 報道の嘘

インタビュー調査の際に利用した読売新聞の11月7日夕刊の記事は、見出しが「2006年版『犯罪白書』 性犯罪者、再犯 22% 13歳未満対象では 34%」となっており、本文の中に次のような記述があった。

「性犯罪者の再犯状況などについて初めて特集...（中略）...この調査は、法務総合研究所が昨年6月現在、全国の刑事施設に、強姦や強制わいせつの罪で服役中の性犯罪者を対象に実施したもので、対象者1534人のうち22.4%に性犯罪の前科があった。...（中略）...全体の6.9%に比べて高かった。発生件数では、昨年1年間の強姦事件は2076件（前年比4.6%減）だったが、95年と比べると1.4倍に増え、...（中略）...最近10年で大幅に悪化していた。一方、昨年1年間の刑法犯は312万5216件（同8.8%減）で、3年連続して減少。戦後最多だった02年と比べて15.3%減となった。刑法犯の検挙者は...（後略）」

性犯罪の再犯率が高いということはよく言われる。インタビューの調査協力者も多くがそう考えているようだったし、このニュースに対して「ミクシィ」で書かれた日記の内容も、ほとんどがその数字に疑問を持つことなく「性犯罪者は治らないから去勢するべきだ」という冗談めかした記事が多かった。だが私の持っている平成18年版犯罪白書には、このようなデータは存在しなかったのだ。

「再犯率」についての調査は確かに存在する。だがそれは「平成 11 年中に刑事施設を出所した性犯罪受刑者 672 人及び 12 年中に執行猶予判決を受けた性犯罪者 741 人」を対象としたものである。対象者数は 1534 人ではなく 1413 人で、調査対象者が 5 年以内に再び性犯罪を犯す率は 7.4% (104 人) である。対象者の中で満期出所者、実刑を受けており、なおかつ仮釈放されなかった者、つまり特に悪質と考えられる者の性犯罪での再犯率は 19.1% と高いが、そもそも満期出所者自体が調査対象者全体の 13% に留まることも考慮に入れるべきであろう。仮出所者や執行猶予者の性犯罪での再犯率は 10% を切っており、もっとも実数が多い単純執行猶予者 587 人の内で性犯罪での再犯率は 2.9% と極めて低い。

出所受刑者 672 人の内で性犯罪の前科のない者は 81.1%、その内で性犯罪の再犯をする(つまり 2 犯)率は 7.3%、初犯どまりの者は 92.7% である。また前科のある者が性犯罪の再犯をする(3 犯以上)率は 28.3% となっており、極めて乱暴だがこの二つをかけあわせると $7.3\% \times 28.3\% = 2.1\%$ となり、性犯罪で実際に受刑した者の内で、強姦を常習するものは 2% 程度にすぎないという計算もできる。一方で平成 17 年における「成人の主要罪名別検挙人員中の有前科者人員・同一罪種有前科人員」の表では、強姦で検挙された者が同一罪種の前科を持つ割合は 10.8% であり、この数字は低いとは言えないものの一般刑法犯総数(13.8%)や傷害(19.9%)恐喝(19.5%)窃盗(19.1%)詐欺(16.5%)などと比較すると明らかに少ない。これはどういうことなのだろうか？

なお他の新聞についてもインターネットデータベースで検索したところ、朝日新聞は性犯罪者の再犯について具体的なデータを交えて記事を書き、そのデータは手持ちの白書と一致した。毎日新聞は「失業減ると犯罪減少」という見出しで、性犯罪については言及していなかった。日本経済新聞は厳罰化について触れる中で凶悪犯罪に強盗強姦を含めていたものの、やはり性犯罪についての詳細な言及はなかった。

メディアについて私は多くを語れないが、読売新聞の記事には強い不安を覚える。ことさらに事態を重大に見せ、人々の不安を煽ろうとしているかのような意志を感じる。1989 年の東京・埼玉連続幼女誘拐殺人事件(いわゆる「宮崎勤事件」)の際に大々的なオタクバッシングが行われたことは私の記憶に強く残っているし、2004 年の奈良県小一女子殺人事件(小林薫死刑囚のそれ)においてもジャーナリストの大谷昭宏が「フィギュアおたくの犯行ではないか？」と事実無根の主張を繰り返していた(ウィキペディア日本語版)。読売新聞の記事も、それと同様のヒステリックな弾圧のように感じられる。

これらの報道は強姦神話に基づいて行われていると感じる。しかしそれが事実無根であ

ることは既にみてきた。中立的な視点から事実を伝えるのがジャーナリズムのあるべき姿であり、人々の多くは報道を真実と信じているのだから、そのような偏向報道は決してあってはならないだろう。近年の性犯罪に対する社会の厳しい視線を私は喜ばしく思っているが、しかし同時に性犯罪者を「異常」、再犯率が高くて「当然」、児童に性的暴行を加えるのは「変態的なオタク」と決めつけてしまう一部の報道姿勢は正されなければならない。

第五節 いじめとレイプ

レイプとセックスの違いについて、Oさんはいじめ問題との対比を語っていた。

今ちょうど卒論やってて、いじめなんですけど、一緒なんですよ、状況が。いじめの定義ってというのは、長期間にわたって心身もしくは肉体的苦痛を一方向的に与えられた場合っていう定義なんですよ。よくあるいじめは、いじめてる側はいじめてるつもりがないんだけど、いじめられている側としては、苦痛を与えられている。この時点でいじめは成立しちゃうんですよ。それは完全にいじめられる側の立場に立ったときの考え方なんですよ、いじめってというのは、もしそれが性犯罪と同じことであるならば、レイプになっちゃう。した方としては、終わってから自分がやったんだってことに気付かされることになっちゃう。

Mさん、Nさん、Oさんへのインタビューの中でいじめとの関連についてこれ以上の言及はなかったのが残念だが、これは非常に示唆的な内容である。

まずひとつは、いじめと一部のレイプの構造的な類似である。デートレイプの中には男性の方がセックスだと勘違いしているケースがあると先に触れたが、強姦神話を保持している男性の中には自分のしていることがレイプだと気付かずレイプしている者も少なからずいるものと推測される。それを証明するデータはないが、法律解釈さえもが「夫婦間には性交要求権がある」とレイプを承認しているのだから、「ノーと言わない限り性交して構わない」と信じて、セックスしているつもりでレイプをしている男性がいることは容易に想像できるだろう。そして、いじめ問題がいじめられる側の立場を重視するように、レイプ問題もレイプされる側の立場を重視しなければ改善は望めないことは明らかである。

もうひとつは、Oさんがこの類似に「インタビューの中で初めて気がついた」ということである。男性がセックスだと勘違いしているレイプが存在しうることを説明した上でやっと彼はこのことに気がついた。彼が女性に対して紳士的なタイプであることは既に知っていたし、女性を傷つけまいと気をつけていることはインタビューの端々からも伺えた。

しかしその彼が、「いじめている側はいじめていることに気付いていない」という視点を獲得しているにもかかわらず「レイプしている側はレイプしていることに気付いていない」というところに考えが及ばなかったのは何故なのか？それだけ強姦神話が頑強に作られているということだろうか？

別の例を考えよう。平成 13 年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(いわゆるDV防止法)」が施行されて以降、たとえ配偶者であっても暴力をふるうことは許されないという価値観が広く共有されるようになってきている。しかしそこで人々が想像しているDVは「身体的暴力」が圧倒的であるように感じる。ニュース報道されるDVもほとんどは身体的暴力に関するものであり、経済的暴力や精神的暴力、ましてやレイプと直結する性的暴力についてはほとんど問題視されていない。これは何故か？

そこに共通するのは「弱者」という存在だ。いじめの被害者は子どもである。子どもは「弱く、守ってやらなければならない」という共通認識があるからいじめは問題視されるものと考えられる。大人社会にもいじめはあるが、それは問題とは見なされない。またDVの身体的暴力については「女は男に筋力では敵わない」という共通認識があり、物理的暴力を振るわれる限りにおいて女性は「弱く、守ってやらなければならない」存在と見なされる。

一方、レイプでない普通の性行為についてはどうか。セックスは対等な関係の二人が合意のもとに行う行為であると見なされており、そこに「弱者」や力関係は存在せず、従って女性は自由に合意や拒否を明示できるはずだ、という認識がある。そのように本来対等であるべき性行為に物理的暴力を持ち込み、女性を「弱者」の立場に貶めるからこそレイプは許されざる犯罪となるのではないか。逆に言えば、「弱者」を「守ってやらねばならない」という姿勢から取られるレイプ対策は物理的暴力を伴ったレイプしか防げないということだ。

「レイプしている側がレイプしていることに気付かない」可能性にOさんが思い至らなかったのは、レイプは物理的暴力を伴っているものだという思い込みがあり、レイプを意図していなければ性行為に際して物理的暴力を用いることなどあり得ないのだから、意図せず行うレイプなどあり得ない、という論理があるためだと推測できる。あるいは女性の視点から考えれば、望まない性行為に際して女性は拒否を明示するものであり、拒否を明示している女性に対して物理的暴力を用いて性交するのがレイプであるのだから、やはり意図せず行うレイプなどあり得ないということになる。

しかし実際には、レイプが起きるプロセスにはジェンダーの問題が深く関わっている。性行為に対して受け身であるべきという女性のジェンダーは性行為に際しての意思表示をしづらくさせる。また、大衆文化における性表現は多分に男性本位に歪められており、その内容は男性の暴力性を容認するものばかりである。女性は「男が勝手に女にふさわしいと考えた性的空想に甘んじるか、空想らしい空想はもてずにいるかのどちらかしかなかった。男にあてがわれた空想を受け入れた女は、ことあるごとに不愉快な思いをしてきた。当然といえば当然である。その内容は、…(中略)…明らかにマゾヒスティックなものだったからだ。」(Brownmiller1975=2000:258)女性は性行為に対して文化的に劣位に置かれているため、そもそも対等な関係が成立していない。性行為に限定しなくとも、女性は「男性をたてるべき」であったり「家庭的であるべき」であったり、「きつい言葉を使わない」「はっきり自己主張しない」のが女らしさであったりする。それらが女性から拒否を明示する可能性、抵抗する可能性を奪いさっているというジェンダーの不均衡を見ることなしには、レイプの問題は解決されはしないだろう。

もしかしたら性行為に対する「女性の合意」という言葉すら詭弁であるかも知れない。なぜならその「合意」のもとに行われる性行為はほとんどの場合において男性側が望むような性行為であって、女性には選ぶことのできる選択肢がそもそも存在しない可能性があるからだ。そのような場合に男性が女性から得ているのは、「合意」ではなく「許可」と呼ぶべきかも知れない。男性が自分の思うままに性行為をすることに対する、女性の許可だ。

第六節 レイプとセックスの区別を男性がするという事

レイプとセックスの違いについて、調査協力者は一様に線引きに苦しんでいた。しかし実は話は極めて単純で、答えはスタート地点にあったのだ。はじめにレイプを「女性の望まない性的行為」と定義した以上、「男性にはセックスとレイプを区別することはできない」という結論しか導き出されない。「そんなことになったら、訴えられたら全部レイプになるのか？」という反論があるだろうが、その通りである。ある性的行為がレイプかそうでないかを決めるのは、その行為に参加していた女性の意志だからである。我々男性は「こういうやり方をすれば、相手がこう言えば、こういう反応をすればセックスだ」という基準をどうにかして見つけようとしてきたが、それらはすべて類推にすぎず本心とは限らない。我々男性にはセックスとレイプの区別はできないのだ。だとするならレイプを減らす方策

は、男性は全て潜在的にレイピストになる可能性を持っていると考える他にない。

序章でセックスとレイプの違いは女性が望むか望まないかであると定義したが、そう定義しなければならない理由はここにある。性交に際して女性の合意があったかどうかの問題になるのは、自分の行った性行為がレイプでないことを確認したい男性の側の事情にすぎない。それはレイプ被害者のための判断基準ではなく、100%レイプ加害者のための判断基準である。そして合意さえあればセックスであるという基準があるからこそ、「セックスさせなければ山中に置き去りにするぞ」などと言って無理やり合意を取り付けるという卑劣なレイプが生まれたり、最終的な合意さえ得られればいいのだから「レイプでも満足させてやればいい」という新たな神話が作られることになるのだ。

もうひとつ補足するならば、「訴えられたら全部レイプになるのか?」という発言は「女性が気分次第で男性をレイピストとして告発することができる」という不安から生じている。しかしレイプの虚偽告発率は2%にすぎず、「その他の暴力犯罪における虚偽告発率とぴったり一致する」(Brownmiller1975=2000:314)というデータもある。そもそもそれ以前に、そんな風に訴えられた人が我々の周囲にいたろうか?ここで考えたいのは、我々の周囲にレイプ被害者が見当たらないことが強姦神話の保持されている理由のひとつになっているだろうということだ(Lさんが強姦神話を持っていないことは、レイプされた知人の話を聞く機会があったことと無関係とは思えない)。そこには、自身の周囲にレイプ被害者が見当たらないことをもって「レイプはない」と判断する人が、同時にレイプ虚偽告発者が見当たらないのにもかかわらず「訴えられたらレイプだな」と怯えるという矛盾した心理構造が見える。そのような反論が生じる理由は、訴えられる事そのものを警戒しているというよりもっと深い部分で、性行為に関する意志決定権・主導権を女性に明け渡したくない、明け渡したら何をされるかわからないという男性の不安がそのように発言させていると考えることができる。ましてここで問題にしているのは「レイプの定義」であって、「レイプが実際にあったかどうか」や「それをどう処罰するか」ではないのだから、そのような反論は論点を見誤っていると云わざるを得ない。

第四章 結論

Lさんがレイプについての自由回答でこんなことを言っていた。

人間として大事なもの、人間捨ててますよね、それ。会話ってというかこう、もっとこう、性行為に達するまでのツールとして実力手段しかないのがもうなんか、ハハッ、っていう。バカめ、って。

つまり、こういうことなのだと思う。性犯罪者は性行為のツールとして実力行使しか選べないからレイプをするのだと推測しているLさんは、性犯罪者が「それ以外の手段」を持たないことをバカにしている。それはつまり彼が、うまく女性を「その気」にさせてセックスをすることが男にとって重要な能力である、と考えていることを示唆している。女性を支配・所有したがる男の性質については既に述べたが、今やその所有の方法もまた評価の対象となっているのだ。いい女を連れていること、たくさんの女とセックスをしたことはそれ自体がステータスとなるが、同時にその男性がうまく女性を「その気」にさせるだけの能力を持っていることを間接的に証明してもいると、男性は考えている。魅力的な女性とセックスをした男に対して「あいつうまいことやりやがったな」という言葉が向けられるが、その「うまい」というのは、「女を『その気』にさせてセックスする能力が高い」ことを指すのではないだろうか。

男にとって、自分にセックスする能力があることは重要な意味を持っていると感じる。風俗で性体験はしているものの恋愛関係の中でセックスをしたことのない男性を「素人童貞」と呼ぶことは、金を使わないと女とセックスができないダメな奴、という価値を伴っている。そして、魅力的な女性とセックスをする能力があることが男性にとって重要な評価軸となっているのなら、そのやり方が他人と違っていいと考える者がいて当然だろう。むしろ、人と違うやり方で目的を達成することは他人を「出し抜いた」ことになるのだから、それを積極的に選択する者は当然出てくるだろう。欲しい物を自分の金で買うのでなく万引きで手に入れる、勉強してテストでいい点を取るのではなくカンニングをする、それと同様の横着な思考の結果として、女性と親密になってセックスに至るのではなくレイプをする者がいるのではないだろうか。

本来セックスというのは、生殖の目的を抜きにすればコミュニケーションの一手段のはずである。二人の人間がお互いに誰よりも深く結びついていることを確認し、生きる喜びを発見するためにセックスはあるのであり、セックスそれ自体を目的と見なすのは本末転倒である。しかし、多くの男性にとってセックスはそれ自体が目的となっている。

この点については、Hさんのコメントが興味深い。自分のイメージするレイプの具体像はどのようなものかを尋ねたやりとりの中で、彼はこのように述べている。

D：対象は誰？知らない人？

H：知り合いの場合もあり得ると思いますね、知り合いで、一方的好意を抱いていて、ことが成就しないために、力で及ぶという。

じゃあ、その男性の女性への好意はセックスによって達成されてしまうんですか？

H：肉体的欲求は達成されますけど、精神的な欲求は達成されないと思います。

なぜ精神的欲求も達成しようとしなないんですかね？

H：達成しようとして恐らく努力はしてるんでしょうけど、最大限の努力をしても決して成就できないから、究極の手段をとらざるをえなくなったと。

究極の手段？

H：最後の結果だけを求めたということです。

彼にとってセックスは恋愛関係の「最後の結果」なのであろう。私もかつてはそう考えていたし、そういった常識が男性の間で共有されているという実感もある。

女性と性交することが男性の能力と見なされており、また恋愛はセックスをその到達目標としているのなら、セックスそのものだけに価値があり、その結果のために手段を選ばない男が生まれるのも自然なことである。ただ射精したいだけならば自慰をすればよいが、我々は自慰行為を否定的に捉える。レイプするくらいならオナニーの方がよほど良識的だと思うのだが、そのような言説は滅多に存在しない。なぜなら重要なのは射精することではなく「価値のある射精をすること」であるからで、それは女性と性行為をすることに他ならず、性交に至るために女性を「その気」にさせる能力が低い者が、どうかして目的を達成しようとする。そのための手段のひとつがレイプであるのかもしれない。

セックスによって男女の関係は達成されると男性が誤解している限りレイプはなくならないのではないのか。レイプは女性を傷つけるが、女性を所有したことにはならない。性暴力は女性を「辱める」。しかしそれで所有願望は満たされるのだろうか？それが一時しのぎにしかすぎないことをレイピスト達は気付いていないのだろうか？それが女性の体を利用したオナニーにしかすぎないことを？

私のかつての知人が買春（特に未成年相手の、俗にいう援助交際）に日々邁進していたが、そのやり方が非常に暴力的だったことを今でも思い出す。彼は仲間内でその話を頻繁に口にしていたが、支払いをせずに逃げるのはもはや当然として、高速道路のパーキングエリアで女性と性交して、終わるなりそこに放置して逃げるなどの話を誇らしげに語った。当時の私は自己肯定感が薄かったこともあり、その破天荒ぶり（もちろん実際にはただ馬鹿なだけなのだが）に憧れを抱くことさえあった。しかし彼をよく知る友人から彼の話聞いたのだが、かつての彼は買春をする人間ではなかったそうだ。もともと生まれ育った家族の環境はあまり良くなかったそうだが、一時期彼は結婚を考えるような女性と付き合いがあったという。だがその女性はひどく自虐的なタイプで、彼が仕事に行っている間でさえ彼がそばにいないことが恐ろしくて自殺を何度も試み、そのたびに血まみれの部屋を掃除をしていたという。結局彼はその女性と別れ、それ以来彼は買春にのめり込むことになったのだという。

女性を金で買っておいて支払いをしないことについて、「体で金を稼ぐようなけしからん女子高生にお仕置きをしてるんだ」と彼はいつも言っていた。恐ろしく身勝手な理屈ではあるものの、彼にとっては買春をすること、しかもそのようなやり方ですることは、自分の心のバランスを保つために必要だったのではないかと思う。自分の大切な女性を救えなかったという後悔が、自分は誰も幸せにできないという思い込みを生んだろうことは想像に難くないし、その自分を責め続けるためにあえて卑劣な方法でセックスをすることで、自分の内面を傷つけ続けているようにも感じる。また、愛する女性が不幸なままにいるのだから他の女性も不幸でなければならないという歪んだバランス感覚もそこに存在するかも知れない。いずれにせよ、「男は女を守るものだ」「愛があるならどんな障害も乗り越えられる」などの言説に取り込まれ、一人の人間としてでなく「男として」しか女性を向き合う方法を知らない男性の一部が、そのジェンダーロールに耐えきれずに逃げだし、そしてそれを要求してきた（立場的にはそういうことになるだろう）女性全体に対して逆恨みに近い感情を持ったとしても不思議はない。もしそうであるなら、彼らに必要なのは処罰ではないのではないか？彼らもまたジェンダーの犠牲者であるのなら、本当に必要なのはジェンダーの鎖から彼らを解放すること、女にもてることが男にとって重要なことで、セックスをする能力がない男は欠陥品であるというような、恋愛能力・セックス能力によって男性を序列化しようとする男性の常識を打ち破ることこそが重要なのではないか？

男の子のための物語は「アンパンマン」や「ドラゴンボール」や「ワンピース」などに

代表されるように、「正義」と「悪」とに明確に二分されている。幼い頃に学習したその二分法で、男性は自分たち自身を「正義 = 女を守るヒーロー」と「悪 = 女を攻撃するレイピスト」に分類しているのではないだろうか？

しかし実際にはその二つの境界は極めて曖昧だ。ヒーローもレイプをする。第二次世界大戦でソ連を追い詰めたドイツ軍はその途上で膨大な数のレイプを行ったが、反撃に転じたソ連軍も同様にレイプを行ったからだ (Brownmiller 1975=2000 : 79)。

レイプの発生するメカニズムは複雑で、今回触れた要因だけがその全てではない。だがセックスが男女関係の到達目標であると男性が信じ込んでいる限り、レイプをする男性はいなくならないだろうことは想像に難くない。このことについて、沼崎一郎が興味深いことを述べている。「男はすぐに性交を求めるけど、性交だけがセックスじゃないんだからね。性交しなくても、キスしただけでも、手を握っただけでも、そっと抱き合ってるだけでも、十分ハッピーなことはあるでしょう？性交しなければセックスじゃないと男は思い込んでいることが多いけど、それは単なる思い込みで、別に自然でも本能でもないんだよ」(沼崎 2006 : 46) また、上野千鶴子も男性の性行動のバリエーションが貧困であることを指摘している。「男の性をめぐる『神話』もまた、フェミニズムによってつぎつぎに解体された

いわく、... (中略) ...男の性は局所的、女の性は全身的 (インサートにしか集中しないヘテロ男のセクシュアリティの貧しさを、ゲイの男性は嘆いている。そのようにセクシュアリティが文化的に成形されたつけを、自分がカラダで支払っているにすぎないというのに、それを普遍ととり違える必要はない)」(上野 1998 : 116) 我々男性は誰よりもまず我々自信のために、セックスを至上命題とする男のセクシャリティのあり方を見直す必要がある。

性犯罪が増えているのか減っているのか、それを判断するデータはない。強姦と強制わいせつの認知件数は増加しているが、それは女性の社会的地位が向上したことによって発言力が増してきたことと無関係とは言い切れない。「凶悪化の傾向にあるんじゃないか」と言った調査協力者もいたが、南京大虐殺の舞台で、世界的に「レイプ・オブ・ナンキン」と呼びならわされるほどのレイプの嵐が吹き荒れてから、まだ 70 年しか経っていない。自分の曾祖父が中国人をレイプし殺さなかった保証などどこにもない。

私は人々がレイピストを「異常者」として扱うことに対して疑念を持っていたが、しかし現状でも相当の改善が見られていることも確かである。「男というのは本来、強姦するも

のだ、したいものだ。紳士的な男は強姦はしない、ちゃんと金を払ってやる。そうでもない男とか荒くれ男などは強姦をやるんだ。強姦というのは男の本質に基づいているんだ、女は文句を言ってもしょうがないんだという形で、これまでみられてきたと思うんです」(岸田・落合 1993 : 36) という時代からは格段の進歩があるのは確かだ。男性のセクシャリティが不可避免的に持っていた攻撃性・暴力性を、かつては当然のこととして公言していた時代は終わった。しかし男性のセクシャリティそのものは時代の変化に追いついていないのだろう。男達は自分という性的存在を肯定するために、レイピストのそしりを受けないために、レイプをするような奴は「異常だ」と突き放す必要があったのではないだろうか。とすれば、次に来たるべき男性性は自ずから明らかで、女性に性の自己決定権を明け渡し、女性が性の自己決定権を確立する手助けをこそするべきだ。

ある性行為がレイプかそうでないかを男性が判断できないのなら、判断することを放棄すればよい。それでレイプだと訴えられることを恐れるのならば、そのような疑念など生じないほどの信頼関係を構築すればよい。レイプのない社会は、男性が身勝手なセックスをしたいという願望を放棄することから生まれるのだ。

今回の調査を依頼した協力者の中にレイプの実態を知っている人がほとんどいなかったことは、残念ながら私の予想を下回るものであった。しかし序章でレイプ被害者が 14 人に 1 人であることになぞらえて考えれば、15 人のうち 2 人は「知り合いによるレイプ」が存在することを知っているのだから、見方によっては十分多いと言えるかも知れない。今回の調査結果について、私はそれほど落胆してはいない。なぜなら強姦神話を保持している理由が「単にレイプの実態について知らないから」だと感じさせる協力者が少なくなかったからだ。彼らは自身の抱くレイプのイメージが現実と乖離していることに衝撃を受け、自分がセックスだと信じる性行為が時と場合によってはレイプになりうることに戸惑いを感じていた。「ノー」と言わないからといって「イエス」とは限らないこと、また状況によっては「イエス」と言わせている可能性すら生じうることを知った彼らが、これからどのようにパートナーと向き合っていくのかはまだわからない。だがセックスとレイプの境界は実は曖昧であると知ったことで、彼らが今後ことあるごとに自身のセクシャリティに対して疑問を持つようになってくれること、そしてその中から新しい性のありようが誕生することを私は期待している。

興味深いデータがある。平成 13 年の DV 防止法施行から 1 年後に行われた「配偶者等

からの暴力に関する調査」平成 15 年版で、「この 1 年間で配偶者や恋人からの暴力の回数が減ったり程度が軽くなった」と答えた人は全体の 38.8%であり、その中の 24.2%は暴力が減った理由として「親しい間柄でも『暴力はいけないことだ』という考えが世の中に広まってきたから」を挙げていた（内閣府男女共同参画局 2004：99-100）。

常識は容易に変わりうるし、それはその当事者にとっても例外ではないということをごの調査を教えてくれる。レイプの中に含まれる「レイプしている側がレイプしていることに気付いていない」ケースも、同様の手順で減少させることができるのではないだろうか。また性犯罪者の再犯率は（データ上は）低いのだから、検挙率を上げることで性犯罪者も確実に減っていくことが期待される。

強姦神話を解体することと、検挙率を上げること。まずこの二点に取り組むことが急がれる。

参考文献及びホームページ

Brownmiller, Susan, 1975, *Against Our Will: Men, Women, and Rape*, Ballantine

Books =2000、幾島幸子訳『レイプ・踏みにじられた意志』、勁草書房

法務省法務総合研究所、2006『犯罪白書（平成18年版）』国立印刷局

藤本由香里、蔦森樹「犯される身体権 レイプをめぐるディスコース」(『imago』青土社、1993年4月号)

加藤秀一・石田仁・海老原暁子、2005『ジェンダー』ナツメ社

加藤秀一、1996『性現象論 差異とセクシュアリティの社会学』勁草書房

岸田秀、落合恵子「レイプ神話の解体」(『imago』青土社、1993年4月号)

高野洋、2005『国境を駆ける医師イコマ』集英社、ヤングジャンプコミックス

緑河実紗、1998『心を殺された私 レイプ・トラウマを克服して』河出書房新社

内閣府男女共同参画局、2004『配偶者等からの暴力に関する調査』国立印刷局

沼崎一郎、2006『「ジェンダー論」の教え方ガイド』フェミックス

荻野美穂、2002『ジェンダー化される身体』勁草書房

小野幸二・高岡信男、2005『法律用語辞典〔第二版〕』法学書院

Parrot, Andrea, 1988, *Date Rape and Acquaintance Rape*, The Rosen Publishing Group

=2005、村瀬幸浩監修『デートレイプってなに?』大月書店

東京強姦救援センター、1990『レイプ・クライシス この身近な危機』学陽書房

上野千鶴子、1998『発情装置 エロスのシナリオ』筑摩書房

梁石白、1992『男の性解放 なぜ男は女を愛せないのか』情報センター出版局

朝日新聞記事検索サービス「聞蔵」：<https://database.asahi.com/library2/>

法務省白書等データベース：<http://hakusyo1.moj.go.jp/>

e-Gov 電子政府の総合窓口：<http://www.e-gov.go.jp/index.html>

ウィキペディア日本語版：<http://ja.wikipedia.org/>

「女性に対する暴力」に関する調査研究：

<http://www.gender.go.jp/e-vaw/chousa/index.html>

(内閣府男女共同参画局：<http://www.gender.go.jp/>)

本分註

(1) 強姦願望は必ずしも事実無根とは言えない。女性向けに性を描いた漫画(いわゆるレディースコミック)においてレイプが描かれることがままあるからだ。しかしそれを強姦願望の根拠とする人は、現実世界において女性が性の自己決定権を剥奪され性欲を積極的に表すことを抑圧されているという事実を見落としている。自分から積極的に性交を要求することにリアリティを感じられないという前提があるからこそ、レイプという舞台設定によって性を楽しむという歪んだ文化が形成されたのであるし、そこで描かれるのは「女性にとって都合のよいレイプ」であって現実のレイプとはかけ離れている。それは強姦願望というよりも強姦空想と呼ぶべきであって、「例えば女が選んだ男に、女が選んだときに、女が選んだやり方で強姦されるのなら、女だって強姦されたいと思いますよ。それはもう強姦ではないですけどね。だから芝居的な演劇的な状況設定なら、好きな男と強姦の遊びをしてみても非常に興奮する女がいるのは確かですけど、それを以て、女は強姦されたい願望があるというのは、とんでもない話」(岸田・落合 1993: 39)なのである。

(2) ソーシャルネットワーキングサイト(SNS)は、ウィキペディア日本語版によれば「人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の会員制のサービス」と説明されている。本論に関してはその機能の中の「ニュース機能」を利用した。ニュース機能では提携ニュースサイトのニュース記事が閲覧でき、それにリンクさせて日記という形で意見を述べることができる。私が今回調査したのは11月7日に発表された読売新聞のニュースで、平成18年版犯罪白書が公開され、性犯罪者の再犯率が他の犯罪と比較して高い、という報道についての人々の意見である。日記総数が78件あった中で閲覧が許可されていたものが76件、内男性は60人、女性は16人だった。意見をコーディングしたところ、男性については「去勢すべき」という意見が22人、「メーガン法を導入」6人、「死刑」4人、「どう対策すればいいかわからない」3人、データの信憑性を検討するなど真面目に考えている人が10人だった。女性については「去勢すべき」7人、「メーガン法」2人、「わからない」2人、「わからない」5人。インタビュー調査協力者に対して行った質問は、記事の要旨とそれぞれの意見についての人数を伝え、「この意見を聞いてどう思うか?」と尋ねた。

(3) 「アキバ系」とは、ウィキペディア日本語版によれば「いわゆるオタクあるいはマニアの中でも、...(中略)...近年のオタク文化を趣味として、更には傾倒する向きを指している。なお、この語は『そのように見える』という形容でもあるため、当人がオタク的指向を持ち合わせていなくても、このように呼ぶ場合がある。」と説明されている。1990年頃から趣味に熱中するあまり社会性を欠いていたり身なりに気を使わない人々を「オタク」と呼びならわす風潮があったが、ここ数年「オタク」の語が拡大解釈されて用いられるようになったことから、かつての「オタク」を「アキバ系」と呼び区別するようになっている。ここでMさんの言う「アキバ系の人」とは、社会性を欠いており、外見が汚いために女性にもてない、思い込みが激しく、ネットで歪んだ情報に浸った人、というイメージを指すと考えてよい。